

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月29日
【事業年度】	第15期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）
【会社名】	株式会社リベロ
【英訳名】	Livero Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鹿島 秀俊
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号NTT虎ノ門ビル3F
【電話番号】	03-6636-0300
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 横川 尚佳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目8番8号NTT虎ノ門ビル3F
【電話番号】	03-6636-0300
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 横川 尚佳
【縦覧に供する場所】	株式会社リベロ大阪支店 （大阪府大阪市北区豊崎3丁目2番地1号淀川5番館4F） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	1,900,082	2,136,583	2,376,765	2,555,046	2,900,886
経常利益 (千円)	221,758	318,256	345,990	77,982	179,108
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	143,431	225,244	239,008	50,781	103,944
包括利益 (千円)	143,431	225,244	239,008	50,781	103,944
純資産額 (千円)	607,172	928,513	1,835,865	1,892,517	1,894,432
総資産額 (千円)	1,268,278	1,736,051	3,051,865	3,460,290	4,396,057
1株当たり純資産額 (円)	129.58	194.08	346.31	355.84	362.72
1株当たり当期純利益 (円)	30.57	47.39	48.66	9.57	19.85
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	43.03	8.74	18.44
自己資本比率 (%)	47.8	53.4	60.1	54.7	43.1
自己資本利益率 (%)	26.6	29.4	17.3	2.7	5.5
株価収益率 (倍)	-	-	57.93	75.77	51.68
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	247,021	226,512	330,919	10,567	496,809
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	76,784	23,697	126,219	316,948	320,960
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	14,731	91,682	666,896	6,408	102,736
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	586,417	880,915	1,752,511	1,452,539	1,525,650
従業員数 (名)	88	92	107	135	141
(外、平均臨時雇用者数)	(104)	(124)	(128)	(145)	(164)

- (注) 1. 第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、2020年12月31日において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 当社は、2021年9月28日に東京証券取引所マザーズ市場(現 グロース市場)に上場したため、第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第13期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 第11期及び第12期の株価収益率については、2020年12月31日において当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第14期の期首から適用しており、第14期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
売上高 (千円)	1,898,156	2,140,317	2,364,535	2,578,846	2,916,879
経常利益 (千円)	226,327	317,110	303,352	72,134	174,252
当期純利益 (千円)	148,166	224,279	206,701	46,396	100,539
資本金 (千円)	50,000	86,000	420,171	424,117	425,043
発行済株式総数 (株)	94,100	95,600	5,298,900	5,315,950	5,220,516
純資産額 (千円)	618,471	938,846	1,813,891	1,866,159	1,864,669
総資産額 (千円)	1,215,555	1,522,726	2,448,557	2,406,551	2,544,223
1株当たり純資産額 (円)	132.00	196.24	342.16	350.88	357.02
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	31.58	47.18	42.08	8.74	19.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	37.22	7.99	17.84
自己資本比率 (%)	50.8	61.6	74.0	77.5	73.3
自己資本利益率 (%)	27.0	28.8	15.0	2.5	5.4
株価収益率 (倍)	-	-	66.99	82.94	53.43
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (名) (外、平均臨時雇用者数)	86 (104)	91 (124)	106 (128)	134 (145)	140 (164)
株主総利回り (%) (比較指標：東証グロース市場250指数)	- (-)	- (-)	- (-)	25.7 (73.9)	141.5 (96.7)
最高株価 (円)	-	-	3,480	2,835	1,328
最低株価 (円)	-	-	1,250	675	696

- (注) 1. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については、記載しておりません。
2. 当社は2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第11期及び第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、2020年12月31日において当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 第11期及び第12期の株価収益率については、2020年12月31日において当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。
6. 第11期から第13期までの株主総利回り及び比較指標については、2021年9月28日付をもって東京証券取引所マザーズ市場(現 グロース市場)に株式を上場いたしましたので、記載しておりません。
7. 第13期、第14期の最高・最低株価は、2022年4月1日までは東京証券取引所マザーズ、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。  
なお、2021年9月28日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
8. 第11期より、法人企業等向けサービスである「社宅ラクっとNAVI」の引越しサービスにおける売上高の計上方法を、従来の計上方法(引越代金と当社が受け取る手数料の総額を売上高とする方法)から、引越総額のうち当社が受け取る手数料のみを売上高とする計上方法に変更しております。

9. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第14期の期首から適用しており、第14期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

年月	沿革
2009年5月	株式会社インクストゥエンターの子会社として、東京都世田谷区に設立(資本金9百万円)
8月	株式会社インクストゥエンターより移転者サポート事業の事業譲渡
2010年8月	プライバシーマーク(登録番号:10862073(07))取得
2011年1月	親会社である株式会社インクストゥエンターから当社前代表取締役杉本真吾、専務取締役鹿島秀俊(現代表取締役社長)及び常務取締役横川尚佳への株式譲渡により独立
2012年1月	「転勤ラクッとNAVI」サービスを開始
2014年2月	渋谷オフィスを東京都渋谷区に増設
2015年5月	「引越しラクッとNAVI」サービスを開始
2016年2月	本社を東京都渋谷区に移転
9月	大阪オフィスを大阪府大阪市北区に開設
2018年2月	東京都渋谷区に100%子会社として株式会社リベロビジネスサポートを設立(資本金100百万円)
2019年7月	引越しプラットフォーム「HAKOPLA(ハコプラ)」を開始
9月	本社を東京都港区に移転
11月	社宅管理サービス「ワンコイン転貸」を開始
2020年1月	大阪オフィスを大阪支店として大阪府大阪市北区に移転
9月	クラウド貸貸契約サービス「ヘヤワリ」を開始
2021年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しによりグロース市場へ移行
2022年11月	東京都豊島区に東京支店を設置

### 3【事業の内容】

#### (1) ビジョン・ミッション

当社グループは、「困った困ったを、良かった良かったに。」を経営理念に、新生活サービスプラットフォームの構築と提供を通じて、新生活をスタートする際に直面する課題と、社会が抱える課題を解決し、持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」の「三方よし」の精神から、新生活を迎える方（サービス利用者）、送り出す方（サービス依頼者）、新生活関連事業者（サービス提供者）に新生活にかかわる社会課題の解決（世間）を加えて「四方よし」として、持続可能な社会の実現を目指します。

#### (2) 移転者サポート事業の内容

当社グループの移転者サポート事業は、お部屋探しやお引越しの手配、でんき・ガス・水道・インターネット等のライフラインの取り次ぎ、転勤業務のサポート、新たな社宅制度の導入支援等、新生活を迎える個人の方だけではなく新生活に関わる不動産会社や引越会社、法人企業の総務人事担当者の幅広いニーズにお応えするサポートを行っております。

新生活における様々な手続きの円滑化、顧客満足度のアップや業務の効率化、転勤業務の軽減やコスト削減、新たな社宅制度による福利厚生充実等、個人・法人にとらわれることなく全てのお客様に向けて新生活に関する問題を「新生活サービスプラットフォーム」を通じて解決する事業となっております。

移転者サポート事業は、不動産会社向けサービス、法人企業向けサービス、引越会社向けサービスに分かれており、各サービスの具体的内容については次のとおりであります。

各提供サービスにおけるサービス依頼者、サービス利用者及びサービス提供者の主な関係は下図のとおりとなります。

表示名	売上区分	サービス名称	サービス依頼者	サービス利用者	主要サービス及びサービス提供者					転貸サービス及びサービス提供者	
					部屋探し	引越し	でんき	ガス	インターネット	家賃保証	火災保険
					不動産事業者	引越事業者	新電力事業者	ガス小売事業者	インターネット回線事業者	家賃債務保証事業者	損害保険事業者
不動産会社向けサービス	新生活ラクッとNAVI	新生活ラクッとNAVI	不動産事業者	転居をする個人	-	○	○	○	○	-	-
法人企業向けサービス	社宅ラクッとNAVI	ワンコイン転勤社宅	法人企業等	転勤をする従業員	○	○	○	○	○	-	-
		ベネフィット社宅		法人企業等の従業員	○	○	○	○	○	-	○
		ワンコイン保育社宅		○	○	○	○	○	-	○	
		ヘヤワリ	個人WEBサイトから登録	○	○	○	○	○	○	○	
引越会社向けサービス	ハコブラWEB	ハコブラ	引越事業者	引越事業者	-	○	-	-	-	-	-
		引越しラクッとNAVI	個人WEBサイトから登録	転居をする個人	○	○	○	○	○	-	-

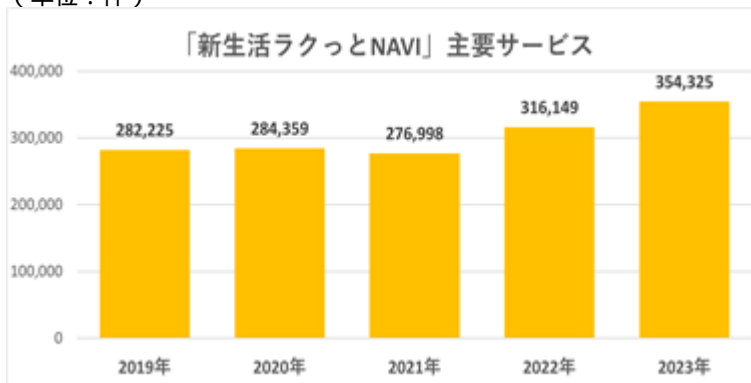
#### 新生活支援サービス「新生活ラクッとNAVI」

主に賃貸物件の仲介を行う不動産会社がサービス依頼者となり、不動産会社で賃貸物件の契約をした方がサービス利用者となります。不動産会社は当社へサービス提供の依頼を行い、当社からサービス利用者に対して引越し相見積り、ライフライン（でんき、ガス、インターネット回線等）の契約に関するサポートをしております。サービス利用者の希望に合わせて、引越会社・ライフライン事業者へ情報連携をすることにより、当社は取次ぎや成約に対する報酬を受取り、不動産会社に対しては紹介手数料を支払います。

2023年12月末現在、サービス依頼者である不動産事業者等の登録数は1,267社となっております。

最近5年間における「新生活ラクっとNAVI」における主要サービス（注）のサポート件数の推移は下図のとおりであります。なお、「サポート件数」とは、サービス依頼者である不動産事業者や法人企業等から当社が受けたサポート依頼数を指しており、成約件数を示すものではありません。以下、本文中における「サポート件数」について同様であります。

（単位：件）



（注）主要サービスとは、ライフライン（新電力、ガス小売事業者が販売するガス及びインターネット回線）と引越し相見積りサービスのサポート件数の合計であり、上図においては最近5年間を会計年度ごとに集計しております。また、複数のサービスを利用するサービス利用者が存在するため、サポート件数はサービス利用者の延べ件数となっております。

#### クラウド転勤支援サービス「社宅ラクっとNAVI」

社宅ラクっとNAVIでは、「ワンコイン転勤社宅」「ベネフィット社宅」「ワンコイン保育社宅」「ベネフィット社宅」「ハヤワリ」等、法人企業の需要に合わせたサービスを用意しております。

法人企業等の総務人事担当者及び転勤者は、「社宅ラクっとNAVI」のクラウドサービスを無料で利用することができ、相見積もりした引越し料金の一括比較や引越会社への発注、社宅に関する情報等の確認を一元管理できるシステムとなっております。

不動産会社及び引越会社についても、同クラウドシステム内でサービス受託進捗の確認が可能なシステムとなっております。

「ワンコイン転勤社宅」は、転勤の発生する法人企業に対して、お部屋探しや引越しそれに伴う社宅管理等を法人企業の担当者に代わりサポートするサービスです。クラウドシステム内での一元管理ができる他、社宅管理は業界最安値の1ヶ月あたり500円/戸でアウトソースが可能となっております。

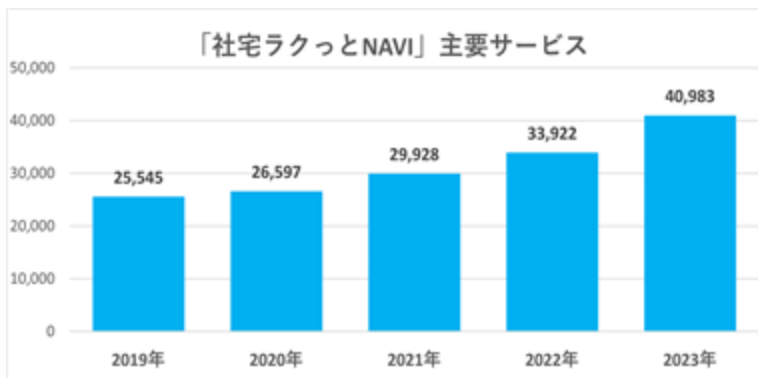
「ベネフィット社宅」は、法人企業に勤める従業員の住居を、法人企業が契約することで税制メリットを活用する福利厚生サービスです。法人企業は経費削減・採用強化・離職率低減等、従業員は可処分所得が増えるといったメリットがあります。当サービスは社宅のない企業であっても住居の賃貸借契約がある従業員全員が利用することが可能となっております。

「ワンコイン保育社宅」は、保育士及び保育園の従業員のための国や地方自治体の宿舍借り上げ支援事業を利用し、お部屋探しや、引越し等のご相談を、法人企業の担当者に代わりサポートし、保育士及び保育園の従業員の業務の軽減・効率化により、子ども達と向き合う時間を最大限に確保できるサービスです。

「ハヤワリ」は、入居者の家賃が毎月2,000円最大2年間割引になるサービスです。煩雑な契約手続きも電子契約にて簡単に行うことが可能です。当社グループが入居者に替わって管理会社又は家主と賃貸借契約を締結し、そのうえで、転借人として入居者と転賃借契約を締結するサービスとなります。

2023年12月期末日現在、サービス依頼者である法人企業等の登録数は3,246社となっております。

最近5年間における「社宅ラクッとNAVI」における主要サービス（注）のサポート件数の推移は下図のとおりであります。  
（単位：件）



（注）主要サービスとは、部屋探しと引越し相見積りサービスのサポート件数の合計であり、上図においては最近5年間を会計年度ごとに集計しております。また、複数のサービスを利用するサービス利用者が存在するため、サポート件数はサービス利用者の延べ件数となっております。

「社宅ラクッとNAVI」を利用した法人企業等の総務人事部門担当者及び転勤者（従業員）より、自身の個人的な転居でも同様のサービスを受けたいとの声を受け、「社宅ラクッとNAVI」を個人向けに仕様変更したものが「引越しラクッとNAVI」となっております。「引越しラクッとNAVI」では、サービス利用者である個人が当社のWEBサイト上で直接当社にサポートを依頼し、当社のコールセンターでは本人の要望に沿ってサポートを行い、本人の要望に合致するように新生活関連事業者にサービス提供を依頼します。サポート内容は「社宅ラクッとNAVI」と同様であり、またサービス利用者である個人は無料でサービスを利用することができ、当社は新生活関連事業者より成果報酬を受け取っております。

#### 引越しプラットフォームサービス「HAKOPLA（ハコプラ）」

当サービスは、引越事業者同士のマッチングにより、引越事業者のコスト削減・利益率アップを目的とした「引越しのプラットフォーム」です。

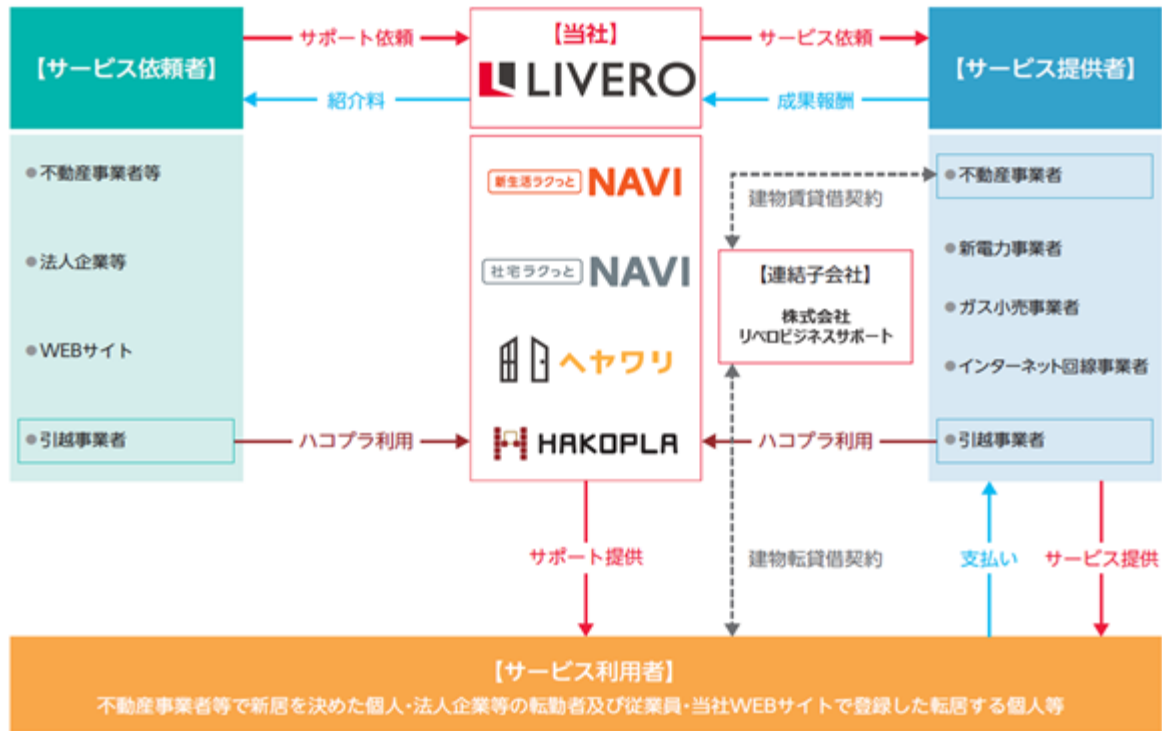
当サービスでは、引越案件のマッチングをはじめ、空きトラックのマッチング、作業員1人では運送できない大型家具家電運送のマッチング、人材のマッチングをプラットフォームを通じて提供するとともに、引越会社等が使用する車両の燃料や段ボール等の資材について共同購入も実施しております。これにより引越会社のコスト低減に取組んでおります。

また、段ボールに広告を掲載する「HAKO・Ad（ハコアド）」は、引越しの際に使用する段ボールへ、広告を掲載するサービスです。引越しの間や引越し後の期間ずっとある段ボールを、短期集中型の広告媒体として利用したサービスです。

2023年12月期末日現在、ハコプラ参加引越事業者は143社となっており、2023年12月期のマッチング登録数は12,085件となっております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

事業系統図



引越しラックとNAVI（引越会社向けサービス）

引越しラックとNAVIのサービスは、引越し専任のコンシェルジュが、お客さまのお荷物量を確認し複数の引越会社と料金交渉を行います。お客様は複数の見積りから引越会社を選ぶだけで、引越し依頼まで完了することが可能なサービスです。



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社リベロビジネス サポート (注) 2	東京都港区	100,000	移転者サポート 事業	100.0	役員の兼任1名 賃貸住宅転貸サービスにか かる宅地建物取引業及び火 災保険契約等の委託

- (注) 1. 「主要な事業の内容」の欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2. 特定子会社に該当しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2023年12月31日現在

従業員数(名)
141(164)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )内の外数で記載しております。  
2. 当社グループは、「移転者サポート事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 提出会社の状況

2023年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
140(164)	34.3	4.2	4,620

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )内の外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社は、「移転者サポート事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

##### (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

連結会社

当連結会計年度(2023年1月1日から12月31日)

女性管理職比率 (%)	男性労働者の 育児休業取得率 (%)	男女間賃金格差 (注) (%)		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
34.4	100.0	82.8	78.3	92.4

- (注) 1. 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第2条第5号に規定されている連結会社を対象としております。  
2. 男性労働者の育児休業取得率につきましては、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出しております。  
3. 対象期間は2023年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)としております。賃金の内訳は基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、通勤手当等を除きます。正社員に含まれるのは期間の定めなくフルタイムで勤務する労働者であり社外への出向者を含みます。アルバイトに含まれるのは、パートタイム及び有期雇用労働者であり、派遣社員を除きます。

前連結会計年度（2022年1月1日から12月31日）

女性管理職比率 （％）	男性労働者の 育児休業取得率 （％）	男女間賃金格差（注） （％）		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
31.6	0.0	81.9	76.0	91.3

- （注）1．「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第5号に規定されている連結会社を対象としております。
- 2．男性労働者の育児休業取得率につきましては、「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出しております。
- 3．対象期間は2022年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）としております。賃金の内訳は基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、通勤手当等を除きます。正社員に含まれるのは期間の定めなくフルタイムで勤務する労働者であり社外への出向者を含みます。アルバイトに含まれるのは、パートタイム及び有期雇用労働者であり、派遣社員を除きます。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、創業以来「困った困ったを、良かった良かったに。」を経営理念として掲げ、「新生活を迎える方だけでなく、送り出す方、また新生活を始めるに当たって必要なサービスを提供する方、それぞれの課題解決に貢献する」ことをミッションに事業を展開しております。

「売り手よし」、「買い手よし」、「世間よし」の「三方よし」の精神から、新生活を迎える方（サービス利用者）、送り出す方（サービス依頼者）、新生活関連事業者（サービス提供者）に新生活にかかわる社会問題の解決（世間）を加えて「四方よし」として、持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

具体的には、移転に伴う新生活関連サービスという幅広い市場をターゲットとして、新生活サービスプラットフォームの構築と提供を通じて、当該市場における部屋探し、引越し、新電力、ガス小売事業者が販売する電気、ガス、インターネット回線等のライフラインの手配、また法人においては社宅管理等をワンストップで提供し一元管理することで、新生活を迎える方へのサポートに加えて、新生活に関わる不動産事業者や引越事業者、ライフライン提供事業者等の幅広いニーズに応える事業を展開しております。

新生活を迎える際に直面するそれぞれの課題を、新生活サービスプラットフォームを通じて解決することによって、新生活関連市場における社会課題である引越しワンストップサービスの推進、賃貸契約における電子契約の推進、引越し難民問題の解消などの課題に対しても同時に解決することを目指しております。新生活における様々な手続きの円滑化、顧客の利便性の向上、業務の効率化、転勤業務の軽減及びコスト削減といった各種課題に関して、個人・法人に捉われることなく、すべての顧客の満足に目を向けた「オールユーザーファースト」という考えで、新生活の課題を解決していくとともに、顧客満足度の向上を図ることで更なる企業価値の最大化に尽力しております。

#### (2) 目標とする経営指標等

当社グループは持続的な成長と企業価値向上を目指しており、全社的な主要な指標として売上高及び営業利益を重視しております。また、転貸戸数及び法人企業等の登録数についても主要な指標と考え「月次売上高（速報）及び主要 KPI に関するお知らせ」として毎月開示を実施しております。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高 (千円)	2,555,046	2,900,886
営業利益 (千円)	77,861	178,605
転貸戸数 (戸)	21,117	31,467
法人企業等 (社)	2,893	3,246

#### (3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

現在わが国では、少子高齢化による就業人口の減少に直面する中、日本政府が推進する働き方改革により、非正規雇用の待遇差改善、長時間労働の是正及び柔軟な働き方ができる環境づくり、ダイバーシティの推進、賃金引き上げ、労働生産性向上等の取り組みが行われております。就業人口が減少する中で、当社グループに関係する移転者の動向については、株式会社野村総合研究所の「2040年の住宅市場と課題」によると、2030年における予測移動世帯数は384万世帯、2040年の予測移動世帯数は340万世帯となっております。

このような状況のもと、当社グループにおいては、「新生活ラクっとNAVI」における主要サービスのサポート件数が2023年12月期において354,325件（前期比12.1%増）、「社宅ラクっとNAVI」においては、主要サービスのサポート件数が同40,983件（前期比20.8%増）と堅調に推移しておりますが、更なる事業成長を実現するべく、以下の戦略を実行してまいります。

### 顧客基盤の拡充

当社は設立当初より、不動産事業者向けサービス「新生活ラクっとNAVI」において、新生活の起点である転居先が決まったことに並行し不動産事業者等から転居した方に対する新生活サポートを依頼されるよう提携を進めてまいりました。その後、法人企業等向けサービス「社宅ラクっとNAVI」により移転者情報を法人企業等で人事異動が決まったことに並行して総務人事担当部門より依頼を受け、サービスの提供を開始いたしました。

その結果、2023年12月期末日現在、サービス依頼者としての不動産事業者等の登録数は1,267社、法人企業等の登録数は3,246社となっております。

今後も、不動産事業者の仲介件数及び管理物件の稼働率を向上するための提携活動を強化し、法人企業等に対しては、当社サービス認知度向上施策を強化することにより顧客基盤の更なる拡充を図ります。

具体的には、不動産事業者等については、サポート依頼者としての側面だけではなく、法人企業等の転勤又は福利厚生としての部屋探しを依頼するサービス提供者及び賃貸物件転貸サービスにおける借主としての側面を拡大させ、不動産事業者の仲介件数及び管理物件の稼働率を向上するための提携活動を強化してまいります。

法人企業等については、福利厚生事業者や社宅管理事業者などの代理店からの新規企業の獲得、展示会などの外部イベントへの当社サービスの積極的な展示又は出店等による認知度向上施策を強化することにより、顧客基盤の更なる拡充を図ります。

### サービス提供事業者との関係強化

当社の移転者サポート事業は、特定のサービスを販売又は特定の事業者の代理となっており、サービス利用者の立場となりサービス利用者が必要とする最適なサービスの提供をサポートするものであります。サービス利用者の満足度を最大化するためにはサービスの選択肢を豊富にする必要があり、そのために数多くのサービス提供事業者との提携を実現しております。2023年12月期末日現在、サービス提供事業者としての不動産事業者の提携数は605社、引越事業者は208社、ライフライン提供事業者は88社となっております。

また、当社ではサービス利用者の満足度を最大化するための高いサービス品質も必要であると考えており、当社がサポートする顧客の満足度をともに最大化してくれる事業者との関係を強化することで、ユーザーファーストの立場でサービス利用者が必要とするサービスの提供を実現できるものと考えております。不動産業界においては「社宅推進プロジェクト」、引越業界においては「引越業界の未来をつくる会」を発足し、1社では解決できない共通した業界の課題等を解決していくことに取組んでおります。これによりサービス提供事業者との関係性が強化されております。

### クラウド賃貸契約サービスの個人顧客への展開

従来から存在する法人企業等に対する社宅管理サービスは、各社の事業モデルの変化と、働き方改革及び転勤を伴うジョブローテーションの見直しにより減少傾向にある市場を、社宅管理サービス事業者各社で取り合っている環境にあります。一方で、法人企業等の安定的な成長のため、人材の確保と定着は重要な課題と認識されており、法人企業等が従業員に対して提供する福利厚生などについては、改めて付加価値の向上及び改善が検討されている環境にあります。

当社では、全国の不動産事業者との提携により、様々な部屋探しのサポートをして参りましたが、上記の環境変化に対応すべく、従来の転勤社宅及び福利厚生として提供する社宅に加えて、企業に勤める従業員個人が利用可能な、最大2年間、毎月2,000円の家賃割引が受けられるサービス「ヘヤワリ」のサービス展開に至っております。

従来の社宅管理で提供されていた法人企業等の総務人事担当部門の工数削減のみに留まることなく、法人企業等の福利厚生に対する新たな価値を創出し、さらには働く個人の住み方の変革を実現すべく、提携不動産事業者等と協力して新たな事業を推進してまいります。

### 引越しプラットフォーム価値の向上と高い成約率の実現

引越しの需要と供給のバランスが崩れることを起因として、ここ数年社会問題となっている引越し難民という課題に対して、当社は引越事業者の供給を最適化することにより解決を図っております。具体的には、当社が全国の提携引越事業者が利用できるプラットフォームシステムを開発し、全国の提携引越事業者が自社では対応できない引越案件を任せることができる引越事業者を、又は自社で対応する引越案件を提供してくれる引越事業者をマッチングすることにより、引越事業者の引越サービスの顧客価値最大化と経営効率の向上を同時に図っております。

また、従来からの課題である、エリアを限定して営業している引越事業者のエリア外の引越受注に対しても、都市間で運行している幹線便の利用や積みと下ろしの分割及びマッチングをプラットフォーム上で実現することにより、引越事業者の受注機会を最大化することによる収益の向上を図るとともに引越サービス自体の供給量の最大化も実現しております。

こうした取り組みについては、プラットフォームシステムを開発するだけで実現できるものではなく、真に引越事業者と顧客に重きを置いたサービスを開発し続けてきた当社と引越事業者との信頼関係がなければ実現するものではなく、他社が真似することが難しい参入障壁の高いサービスであると自負しております。

### データベースを活用した新たな商材の開発と事業領域の拡大

当社グループは新生活関連事業者の課題解決や新生活を開始する顧客等のデータベースを活用したサービスを提供しており、代表的なサービスは以下のとおりとなります。

- ・クラウド賃貸契約サービスにおける火災保険サービス
- ・単身赴任、長期出張及び一人暮らしをサポートする家具家電レンタルサービス
- ・長距離運送及び大型家具家電運送等の引越案件のマッチングサービス
- ・引越事業者が利用する燃料や段ボールの共同購入
- ・引越会社の人材不足をサポートする人材マッチングサービス

当社グループでは今後も幅広い領域をカバーした新生活関連事業者の課題を解決する新サービスを開発、拡大することにより、全社の事業成長を実現してまいります。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループでは、新生活にかかわる顧客とパートナー企業の「困った困ったを、良かった良かったに。」変えていくことを経営理念として掲げております。変化する新生活にかかわる「困った」を的確に抽出し解決することで、「良かった」に変えていくことによって、顧客とパートナー企業の信頼を高めて企業価値を向上してまいります。

上記経営理念のもと、急速に変化を続ける市況に対応していくべく、当社グループでは、以下の課題に取り組み、事業の拡大に努めてまいります。

##### 事業基盤の強化

当社グループの基盤事業である「新生活ラクっとNAVI」及び「社宅ラクっとNAVI」においては、さらに利用者を増加させるとともにサポートの品質向上が最重要事項であると考えております。利用者増加のため、法人企業の契約獲得に注力し、当社グループが管理する社宅戸数を増加させることにより、強固な事業基盤構築を目指してまいります。

##### パートナーシップの拡大

当社グループの事業運営においては、サポート実施時に具体的な業務を担当する不動産事業者、引越事業者、新電力事業者、ガス小売事業者、インターネット回線事業者等多くの事業者との連携が必要不可欠となっております。移転者サポート事業の継続的な発展のために引き続き事業者とのパートナーシップの拡大を図ってまいります。

##### デジタル連携の推進

当社グループでは新生活関連サービスのデジタル化及びワンストップ化の推進が必要であると考えております。政府や民間事業者と連携して、引越しに伴う手続きの負担を軽減し、手続漏れを防止するため引越しワンストップサービスの実証実験に参加する等の取組みを実施してまいりました。また、クラウド賃貸契約サービスにおける転貸借契約の電子化を起点として、不動産業界のデジタル化や新技術の活用を推進してまいります。

##### 新規事業の開発と推進

当社グループの収益源の多様化並びに継続的な成長・拡大を図るためには、新規事業の開発と推進が不可欠であります。「新生活ラクっとNAVI」及び「社宅ラクっとNAVI」に続く新たなサービスを企画すると共に、法人向けサービス「ベネフィット社宅」、クラウド賃貸契約サービス「ヘヤワリ」、引越しのプラットフォームである「HAKOPLA（ハコプラ）」等の伸長により事業間シナジーの最大化を目指してまいります。

##### 組織体制の整備

当社グループは、今後の事業拡大及び事業基盤の強化を図るにあたり、優秀な人材の確保及び従業員の育成が重要であると考えております。そのため、これまで同様継続して従業員の育成に注力し、事業規模に応じて組織体制の整備を進めてまいります。

##### 情報管理体制の強化

当社グループは、多くの個人情報並びに機密情報を有しているため、情報管理の徹底が重要であると考えております。当社及び子会社においては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマークを取得し、同制度に準じた情報管理体制を構築・運営しております。今後につきましても、PDCAサイクルに基づく管理体制の継続的な見直しと改善、従業員を対象とした社内研修を通じて情報管理体制の強化に取り組んでまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1)サステナビリティに関するガバナンス

当社グループは、持続的な事業成長のために、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティに関する課題を企業の社会的責任と認識しており、今後も事業活動を通じて様々な課題に積極的に取り組んでまいります。

当社のサステナビリティに関する取組みについては、経営管理本部が中心となりサステナビリティに関する課題を検討・抽出し、重要事項は取締役会において報告し審議を行うこととしております。これは企業経営や法務等の知見・経験が豊富な社外取締役を含めた会議で、他社の知見等を踏まえて多角的なサステナビリティ及び内部統制に関する活動につながるようなガバナンス体制を構築するためであります。

### (2)戦略

#### 人材の育成及び社内環境整備に関する戦略

当社グループは、サステナビリティに関するマテリアリティをいくつか特定しておりますが、特に「働きやすい環境の整備」「多様な人材の活躍」「女性活躍の推進」が中長期にわたり当社グループの経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があると考え、サステナビリティに関する重要なマテリアリティに設定しております。具体的な取組み、指標及び目標については、以下の「人材の育成及び社内環境整備に関する取組み」並びに「(4)指標及び目標」に記載しております。

#### 人材の育成及び社内環境整備に関する取組み

##### (a)人材の育成について

当社グループは、性別や年齢、障がい、人種等を問わずに多様な人材が活躍できるよう、公平に必要な能力開発の機会を提供することで、当社グループの事業の発展を実現すると共に、社会の発展に寄与することを目指します。

具体的な取組みとしましては以下のとおりであります。

- ・次世代、次々世代のマネジメント層を対象とした選抜型の能力開発、キャリア開発支援研修
- ・任意型のキャリア開発イベントの開催

##### (b)社内環境整備について

当社グループは、健康診断の実施、メンタルヘルスチェックの実施、評価制度の充実、ワークライフバランスの推進、育児と仕事の両立（特に男性の育児休暇取得の奨励）等、従業員一人ひとりが仕事にやりがいを持ち、個々の能力を最大限発揮できるよう職場環境の整備に取り組めます。また、女性活躍推進法に基づき作成した行動計画の着実な実施により更なる女性活躍の推進を図ります。具体的な取組みとしましては以下のとおりであります。

- ・社内ポータルサイト等での育児休業の周知
- ・育児休業の取得にかかる意向確認を個別で実施
- ・従業員向け教育（職場風土醸成）
- ・管理職向け教育（時間等に制約のある部下でも成果を出せるマネジメント手法について具体的な取組みを促す）

人材の育成及び社内環境整備に関する取組みは、「女性活躍推進データベースの一般事業主行動計画」においても公表しております。

##### (c)従業員エンゲージメント向上

当社グループは、従業員エンゲージメント向上の取組みとして社員旅行を実施しております。毎年参加率や満足度が高く、2023年は89%の社員が参加いたしました。2023年には家族で参加できる1泊プランを導入し、子育て中の従業員など、より多くの社員が参加しやすい取り組みを実施しております。

##### (d)パルスサーベイの実施

当社グループは、従業員のエンゲージメントを高く維持することで組織全体のパフォーマンスが向上すると考えております。毎月パルスサーベイを実施することで、従業員が直面している問題や課題等を早期に特定及び改善することが可能となります。継続的にパルスサーベイを実施し働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。

(3) リスク管理

当社グループの、サステナビリティに関するリスク管理につきましても「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づきリスクを把握し、抽出されたリスクに対して未然に防止策を審議又は対処することにより、リスクの低減及びリスク管理体制の強化を図っております。

当社グループにおける、サステナビリティ関連のリスク及び機会を把握・管理するためのガバナンス体制は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の体制と同様であります。

(4) 指標及び目標

人材の育成及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績

当社グループは、人材の多様性の確保を含む人材の育成及び社内環境整備に関して、上記「(2)戦略 人材の育成及び社内環境整備に関する取組み」に記載しており、設定した目標及び実績値は以下のとおりであります。今後、持続的な事業成長のために必要であると判断したサステナビリティに関する新たな指標及び目標値については積極的に公表してまいります。

連結会社

指標	目標	実績 (当連結会計年度)	実績 (前連結会計年度)
管理職に占める女性労働者の割合	40%	34.4%	31.6%
男性労働者の育児休業取得率	50%	100%	0%
女性労働者の育児休業取得率	100%	100%	100%
有給休暇消化率(正規雇用者)	80%	79.4%	70.1%
有給休暇消化率(非正規雇用者)	90%	96.4%	99.2%
平均残業時間数(全体) 1	20 h	19.5 h	20.5 h
(男性労働者)		23 h	23.9 h
(女性労働者)		16.8 h	17.8 h
女性労働者比率(全体)	45% ~ 55%	54.9%	53.6%
(正規雇用者)		56.0%	54.8%
(非正規雇用者)		52.9%	50.6%
退職率 2	7%未満	8.8%	10.1%
社員旅行参加率	90%	89%	81%
社員旅行満足度 3	4.8ポイント	4.57ポイント	4.68ポイント
パルスサーベイ 4	10.5ポイント	10.22ポイント	- 5

(注) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであり、女性活躍推進データベースの一般事業主行動計画においても公表しております。

- 1 平均残業時間数は正規雇用者を対象とした数値を記載しております。
- 2 退職率は正規雇用者を対象とした数値を記載しております。
- 3 5ポイントを満点としたアンケートを実施しております。
- 4 15ポイントを満点としたアンケートを実施しております
- 5 2022年12月期については期中から実施したため記載しておりません。

### 3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、当社グループの株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

#### (1) 引越業界の動向について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループは「移転者サポート事業」の単一セグメントで事業を行っており、引越しに伴う事業となります。日本全体における世帯数及び移動世帯数は減少傾向にあり、想定した以上に世帯数及び移動世帯数が減少した場合や競合との競争激化により当社グループが市場でシェアを獲得できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 競合について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループが事業を展開する引越関連業界において類似するビジネスを展開する企業は数社あるものの、サービスの特性、その導入実績、新生活関連事業者とのネットワーク等様々な点から他社と比較して優位性を確保できていると認識しておりますが、今後において十分な差別化等が図られなかった場合や、新規参入により競争が激化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 経済情勢や法人企業等の人事異動傾向について（発生可能性：高 / 影響度：大）

当社グループは、法人企業等の転勤に伴う新生活をサポートすることで収益を得ております。法人企業等の従業員の転勤は定期的な人事異動に拠る傾向が大きい状況であるため、経済情勢の悪化や法人の異動方針の変更等により引越しを伴う異動が減少した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 個人情報保護について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループは、当社グループ従業員の個人情報に加えて、当社グループが提供するサービスにおいてユーザーの個人情報、さらにはユーザーが保有する第三者の個人情報に関与するケースがあります。当社グループは個人情報の取り扱いに関して、法務総務部が主管部署となり、個人情報保護規程及び特定個人情報取扱規程を定め、個人情報の取得の際には利用目的を明示し、その範囲内でのみ利用するとともに、役職員を対象とした個人情報保護に関する社内研修や社内システムへのアクセス権を設定し、個人情報保護に関する対策を行っております。2005年4月に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」や、当局となる個人情報保護委員会が制定した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の要求事項の遵守に努めております。また、当社は、2010年8月に「個人情報保護マネジメントシステム 要求事項（JISQ15001：2006）」を満たす企業として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より「プライバシーマーク」の認定を受け、その後2012年8月より2年毎に登録を更新しております。しかしながら、上記の取り組みにも関わらず、外部からの悪意による不正アクセス行為及び関係者の故意又は過失による顧客情報の漏洩、消失、改ざん又は不正利用等、万一当社グループ又は当社グループの業務委託先から個人情報が漏洩した場合には、信用の失墜又は損害賠償による損失が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 法的規制について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループの「移転者サポート事業」は、「宅地建物取引業法」「電気通信事業法」といった法的規制の対象になっております。当社グループでは、法務総務部を法令順守の主管部署としており、外部の弁護士との連携により一定の体制を築いているほか、リスクマネジメント・コンプライアンス規程及びコンプライアンスガイドラインを制定し、法令順守の基本方針を示したうえで、「宅地建物取引業法」「電気通信事業法」を遵守することを徹底しており、現時点において当該許可の取消し等の事由は発生しておりませんが、将来何らかの理由により、当該許可が取り消され又はそれらの更新が認められない場合等には、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) システム障害について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループの事業はインターネット環境において行われており、サービスの安定運用のために情報システム部が主管部署となり、情報システム管理規程及び情報システム運用管理規程を制定し、セキュリティソフトの導入をはじめサーバーアクセスログの解析・セキュリティソフトのレポート解析・定期脆弱性診断及びシステム更新時の脆弱性診断等の対策を実施しております。しかしながら、アクセス数の突発的な増加、人的ミス、コンピュータウイルスの混入、第三者によるサーバやシステムへのサイバー攻撃、自然災害等の様々な要因により、当社の想定を超えるシステム障害



等が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 新規事業への取り組みについて（発生可能性：低 / 影響度：中）

当社グループでは、事業展開の対象領域としている不動産業界及び引越業界において、事業規模の拡大と収益源の多様化を目的として、新規事業開発及び新規サービスの提供を検討しております。これにより、人材採用、広告宣伝、システム投資等の新たな費用が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、新規事業開発及び新規サービスの提供が計画どおりに進まない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 内部管理体制の整備について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループは、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すること及び適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、更に法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の採用、育成及び定着について（発生可能性：中 / 影響度：中）

当社グループでは、人材の採用、育成及び定着は、今後の継続的な成長実現のための重要課題であると認識しております。このため、新卒・中途を問わず、積極的な採用活動を通じ、優秀な人材を確保するとともに、社内研修や人事制度の改善、福利厚生等の拡充等により、人材の育成や定着率の向上を図っておりますが、当社グループが求める人材を計画どおりに確保できなかった場合、採用・育成した人材が当社グループの事業に寄与しなかった場合、優秀な人材が社外に流出した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定人物への依存について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社代表取締役社長である鹿島秀俊及び常務取締役である横川尚佳は、当社の設立者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において重要な役割を果たしております。このため、当社グループは、両名に過度に依存しない体制を作るために、取締役会等における役員間の相互の情報共有や経営体制の強化を図っております。しかしながら、現状において、何らかの理由により両名が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) コンプライアンス体制について（発生可能性：低 / 影響度：中）

当社グループでは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、リスクマネジメント・コンプライアンス規程を制定し、全役員及び全従業員を対象として社内研修を実施し、周知徹底を図っております。併せて、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、これらの対策を講じてもコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 技術革新について（発生可能性：中 / 影響度：中）

当社グループが運営するサービスは、インターネット関連技術を基盤としております。インターネット業界における技術革新のスピードは著しく、当社グループでは、これらの変化等に迅速に対応できるよう、最新技術への迅速な対応や情報の蓄積・分析に注力しておりますが、今後の技術革新や顧客ニーズの変化に伴い、最新技術への対応が困難となった場合、当社グループの提供するサービスが陳腐化し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 配当政策について（発生可能性：中 / 影響度：中）

当社は、設立以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元は重要な経営課題の一つであると認識しております。しかしながら、現在、当社グループは成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化及び事業拡大に向けた投資に充当することで、さらなる事業拡大を実現することが株主に対する利益還元の最大化に繋がると考えております。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案しながら株主への利益還元策を決定していく方針ですが、現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

## (14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について（発生可能性：中 / 影響度：低）

当社は、当社の取締役及び従業員等に対するインセンティブを目的として、新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。今後、これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。当連結会計年度末日現在における、これらの新株予約権による潜在株式数は779,950株であり、発行済株式総数5,320,550株の14.7%に相当しております。

## (15) 知的財産権について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループは、運営事業に関わる知的財産権の適正な獲得に努めるとともに、第三者の知的財産権を侵害することがないように法務総務部が主管部署となり、弁理士及び弁護士との連携をすることで必要に応じた対策を講じております。しかしながら、当社グループが認識していない知的財産権が既に第三者で成立しており、これを侵害したことを理由として損害賠償請求や差止請求を受けた場合、当社グループの事業展開に支障が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (16) 訴訟について（発生可能性：低 / 影響度：大）

本書提出日現在において、当社グループとして関与している当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす訴訟手続きはありません。しかしながら、今後の当社グループの事業展開の中で、第三者の権利・利益を侵害したとして損害賠償請求等の訴訟その他の法的手続が行われる可能性があり、その訴訟、その他の法的手続の内容、結果及び損害賠償の金額によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (17) 業績の季節変動について（発生可能性：中 / 影響度：中）

当社グループは、転勤等により人の移動が増加し、サービス提供のピークを迎える3月に売上高が増加する傾向にあるため、通期の業績に占める第1四半期連結会計期間の比重が大きくなっております。また、売上高の小さい四半期においては、販売費及び一般管理費等の経費は固定費として毎四半期、比較的均等に発生するため、営業赤字となることがあります。

このため、特定の四半期業績のみをもって当社グループの通期業績見通しを判断することは困難であり、第1四半期連結会計期間の業績如何によっては通期の業績に影響が生じる可能性があります。

なお、当連結会計年度における四半期の売上高、営業利益の推移は以下のとおりとなります。

単位	第1四半期 (1～3月)	第2四半期 (4～6月)	第3四半期 (7～9月)	第4四半期 (10～12月)	合計 (通期)
売上高 (千円)	830,369	838,434	604,185	627,894	2,900,886
構成比 (%)	28.6	28.9	20.8	21.6	100.0
営業利益又は営業損失( ) (千円)	85,740	174,482	23,296	58,320	178,605

## (18) 自然災害や新型の感染症について（発生可能性：低 / 影響度：大）

当社グループは、「社宅ラクッとNAVI」及び「引越しラクッとNAVI」においては、引越しに伴うサービスを提供しております。これらのサービスは人が引越しをすることにより収益が発生するものであり、天災や紛争、新型の感染症等の影響を受けて人の移動が制約された場合はサービスに対する需要が低下する可能性があります。

当社グループは、安定的な営業収益の確保に努めており、人の移動に関わらず継続的に得られる収益も一定程度有しております。しかしながら人の移動に制約が生じ、その制約が広範囲かつ長期に及ぶ場合には収益機会等が大きく変動し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (19) 特定の販売先への集中について（発生可能性：中 / 影響度：中）

当社グループの主要取引先は、大手インターネットサービスプロバイダであるソフトバンク株式会社となっており、当社の取り扱いサービスにおける当該企業への依存度は高く、受取手数料の単価も他の取り扱いサービスよりも高い状況にあり、2023年12月期において、当社総売上高に占める比率は22.1%となっております。当該企業とは良好な関係を築いており、現時点において取引関係等に支障を来す事象は生じておらず、当社としては今後も継続的な取引が維持されるものと見込んでおります。また、当社といたしましては、当該特定取引先への依存度を下げるべく既存取引先への拡販及び新規取引先の開拓により、リスクの低減に努める方針であります。しかしながら、双方の合意又は当該特定取引先からの解約通知等により継続的取引が維持されなくなった場合や、取引条件の変更が生じる場合等には当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響も限定的となり、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の増加等により社会・経済活動は回復基調となりました。一方、長期化する不安定な国際情勢は継続しており、これらによる資源価格の高騰、円安による物価上昇の影響等から依然として先行きは不透明な状況であります。

このような状況の下、当連結会計年度の経営成績は、売上高2,900,886千円（前連結会計年度比13.5%増）、営業利益178,605千円（前連結会計年度比129.4%増）、経常利益179,108千円（前連結会計年度比129.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は103,944千円（前連結会計年度比104.7%増）となりました。

法人企業向けサービスにつきましては、順調に新規のお客様との契約が進みました。また、新サービス「ベネフィット社宅」の提供を開始し、これまでパートナーとの関係強化に取り組んできた「社宅推進プロジェクト」を本格始動しました。不動産会社向けサービスにつきましては、ライフラインのサポート件数が順調に進捗し、一部のお取引先様との取引条件を見直すことで、利益率の改善も行いました。引越事業者向けサービスである引越しのプラットフォーム「HAKOPLA（ハコプラ）」につきましては、「引越会社の未来をつくる会」にて資材の共同購買をスタートし、その資材を活用してダンボールに広告の掲載ができる「HAKO-Ad（ハコアド）」のサービス提供を開始しました。

利益面におきましては、利益率の改善だけでなく業務効率化を行った結果、販管費を抑えることができました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、積立保険解約による保険解約益の計上により増益となりました。

なお、当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### 財政状態の状況

##### (資産)

当連結会計年度末における流動資産は3,193,556千円となり、前連結会計年度末に比べ618,378千円増加しました。これは主に賃貸住宅転貸サービスにおける管理物件の増加に伴い前渡金が390,530千円、現金及び預金が73,111千円、売掛金が54,222千円、流動資産「その他」が127,486千円増加したことによるものであります。また、当連結会計年度末における固定資産は1,202,500千円となり、前連結会計年度末に比べ317,388千円増加しました。これは主に賃貸住宅転貸サービスにおける管理物件の増加に伴い敷金及び保証金が238,973千円、固定資産「その他」が66,836千円増加、自社システムの開発により無形固定資産が56,364千円増加、投資有価証券の一部について減損処理をしたことにより投資有価証券が105,201千円減少したこと等によるものであります。

この結果、当連結会計年度末における資産合計は4,396,057千円となり、前連結会計年度末に比べ935,766千円増加しました。

##### (負債)

当連結会計年度末における流動負債は1,557,775千円となり、前連結会計年度末に比べ542,037千円増加しました。これは主に賃貸住宅転貸サービスにおける管理物件の増加に伴い前受金が397,788千円、買掛金が41,063千円、未払法人税等が67,835千円増加したこと等によるものであります。また、当連結会計年度末における固定負債は943,849千円となり、前連結会計年度末に比べ391,813千円増加しました。これは主に賃貸住宅転貸サービスにおける管理物件の増加に伴い長期預り金が258,871千円、預り敷金及び保証金が135,330千円増加したこと等によるものであります。

この結果、当連結会計年度末における負債合計は2,501,624千円となり、前連結会計年度末に比べ933,851千円増加しました。

##### (純資産)

当連結会計年度末における純資産は1,894,432千円となり、前連結会計年度末に比べ1,915千円増加しました。これは新株予約権の権利行使により資本金及び資本剰余金がそれぞれ925千円増加し、親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により利益剰余金が103,944千円、自己株式の取得により自己株式が103,864千円増加したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より73,111千円増加し、1,525,650千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、496,809千円（前連結会計年度は10,567千円の増加）となりました。これは主に当連結会計年度において税金等調整前当期純利益が139,554千円計上されたこと、賃貸住宅転貸サービスにおける管理物件の増加に伴い前受金が397,788千円、長期預り金が258,871千円増加し、未収入金が63,960千円、前渡金が390,530千円増加したこと、法人税等の還付額が30,593千円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、320,960千円（前連結会計年度は316,948千円の減少）となりました。これは主に賃貸住宅転貸サービスにおける管理物件の増加に伴い、敷金及び保証金の差入による支出が538,535千円、預り敷金及び保証金の返還による支出が307,494千円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、102,736千円（前連結会計年度は6,408千円の増加）となりました。これは主に自己株式の取得による支出が103,864千円あったこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b．受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c．販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループは移転者サポート事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	金額	前年同期比
不動産会社向けサービス	1,394,553千円	105.8%
法人企業向けサービス	1,330,813千円	121.3%
引越会社向けサービス	175,520千円	126.4%
合計	2,900,886千円	113.5%

（注）不動産会社向けサービスには「新生活ラクっとNAVI」、法人企業向けサービスには「社宅ラクっとNAVI」「ワンコイン転勤社宅」「ヘヤワリ」が含まれており、引越会社向けサービスには「HAKOPLA（ハコプラ）」「引越しラクっとNAVI」が含まれております。

最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
ソフトバンク株式会社	738,956	28.9	641,612	22.1

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、決算日における財政状態、経営成績に影響を与えるような見積り・予測を必要としております。当社グループは、過去の実績や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り・予測を実施しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

また、連結財務諸表作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

### 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度においては、法人企業等及び不動産事業者向けの移転者サポートサービスの着実な利用拡大に注力し、不動産会社向けサービス「新生活ラクッとNAVI」は新型コロナウイルスの影響を受けたものの、提携社数は75社増加しました。法人企業向けサービス「社宅ラクッとNAVI」においては、登録社数が353社増加、サポート件数は前年に比べ7,061件増加しました。また、引越事業者向けサービスである引越しプラットフォーム「HAKOPLA(ハコプラ)」につきましては、ハコプラ参加事業者が前年に比べ13社増加し143社となりました。案件マッチング累計数は44,458件となり前年に比べ12,085件増加いたしました。

当連結会計年度の経営成績等の分析、検討内容は以下のとおりであります。

#### (売上高)

当連結会計年度における売上高は、2,900,886千円(前期比13.5%増)となりました。これは主に不動産会社向けサービスにおける登録社数が1,267社(同75社増)に増加、ユーザー数が168,507人(同5,584人増)に増加し、法人企業向けサービスにおける登録社数が3,246社(同353社増)、ユーザー数が32,584人(同5,499人増)に増加、引越会社向けサービスにおいては、ハコプラ参加引越会社が143社(同13社増)となり、段ボールの共同購買や新サービス「HAKO-Ad」の提供が開始したことによるものであります。

#### (売上原価、売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は、440,393千円(前期比33.6%増)となりました。その主な内訳は、「新生活ラクッとNAVI」における不動産事業者のサービス依頼者に対するサービス利用者の依頼又は成約に応じた紹介手数料等が329,582千円(前期比35.0%増)、「社宅ラクッとNAVI」における販売代理店に対する外注費等が74,545千円(同1.1%増)、その他原価が36,265千円(同209.4%増)であります。

以上の結果、売上総利益は2,460,493千円(同10.6%増)となり、売上総利益率は84.8%となりました。

#### (販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、2,281,888千円(前期比6.3%増)となり、前連結会計年度に比べ134,355千円増加しました。これは主に、事業拡大に対応するための人員増加及び代理店施策に対応するための人員増加、並びに東京支店新設によるものです。

以上の結果、営業利益は178,605千円(同129.4%増)となり、営業利益率は6.2%となりました。

#### (営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、710千円となりました。これは主に取引先から受け取ったギフトカード等によるものであります。営業外費用は207千円となり、当座貸越契約による借入金に対する支払利息であります。

以上の結果、経常利益は179,108千円(前期比129.7%増)となり、経常利益率は6.2%となりました。

#### (特別利益、特別損失、法人税等、親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における特別利益は67,298千円となりました。これは積立保険解約による保険解約益の計上によるものであります。特別損失は106,852千円となりました。これは、投資有価証券の一部について、投資時における事業計画の数値と実績値との乖離があり、将来の回収可能性を検討した結果、減損処理による投資有価証券評価損を計上したことによるものであります。また、法人税、住民税及び事業税(法人税等調整額含む)は35,609千円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は103,944千円(前期比104.7%増)となりました。

#### キャッシュ・フローの状況の分析

当社グループのキャッシュ・フローの状況の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

#### 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループにおける主な資金需要は、事業規模の拡大に係る人件費、システム開発費用、賃貸物件転貸サービスにおける敷金及び保証金の差し入れとなります。事業活動に必要な資金は、自己資金又は金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等による資金調達を考えております。なお、本書提出日現在において当社グループは、無借金であり、事業活動に必要な資金は自己資金で確保できているため、健全な財政体制であると判断しております。

#### 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

#### 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営者は、当社グループが今後さらなる成長と発展を遂げるためには、厳しい環境の中で様々な課題に対処していくことが必要であると認識しており、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、事業運営に努めてまいります。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

当社グループでは、更なるサービス拡充のための社内システム開発に資する研究開発を実施しております。当連結会計年度における研究開発費の総額は9,588千円であり、各開発プロジェクトにアサインされた人件費によるものであります。

なお、当社グループは移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略してまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

当連結会計年度の設備投資の主な内容は、転貸管理システム等のソフトウェアの新規取得を行い、設備投資総額は146,199千円となりました。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2023年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (名)
			建物附属設備 (千円)	器具及び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
東京本社 (東京都港区)	移転者サ ポート事業	本社機能及 び業務施設	1,595	6,429	188,525	196,549	120
大阪支店 (大阪府大阪市北区)		支店機能及 び業務施設	4,979	-	-	4,979	7
東京支店 (東京都豊島区)			5,436	-	-	5,436	13

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「建物附属設備」には、資産除去債務に対応する除去費用を含めており、「その他」は、車両運搬具、無形固定資産の合計であります。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者を含んでおりません。

4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(千円)
東京本社 (東京都港区)	移転者サポート事業	本社機能及び業務施設	93,236
大阪支店 (大阪府大阪市北区)		支店機能及び業務施設	12,417
東京支店 (東京都豊島区)			51,194

##### (2) 国内子会社

該当事項はありません。

##### (3) 在外子会社

該当事項はありません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等は次のとおりであります。

2023年12月31日現在

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	東京都港区	移転者サ ポート事 業	業務基幹 システム	76,080	28,254	自己資金	2022年1月	2024年9月	(注)
			法人企業 向けサー ビス	57,870	43,470		2021年3月	2024年12月	
				11,705	11,407		2022年11月	2024年1月	
				66,214	5,414		2023年1月	2025年4月	

(注) 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。



## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,120,000
計	19,120,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年3月29日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	5,320,550	5,321,800	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。 また、1単元の株式数は 100株であります。
計	5,320,550	5,321,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2024年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

##### a.第1回新株予約権

決議年月日	2018年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 社外協力者 2
新株予約権の数(個)	5,900 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 295,000 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400 (注)3、6
新株予約権の行使期間	2022年4月1日から2030年12月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発 行価格及び資本組入額(円)	発行価格 402 資本組入額 201 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要 するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき120円で有償発行しております。
2. 本新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

#### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、2020年12月期及び2021年12月期において、当社の連結損益計算書（当社が連結財務諸表を作成していない場合には損益計算書）における営業利益が180百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に拘わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
- (a) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」において定められた行使価額を下回る対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員又は当社等と契約関係にある顧問・業務委託先の外部協力者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (7) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。

#### 5.組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7)その他新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

(8)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6.2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b. 第2回新株予約権

当社は、ストック・オプション制度に準じた制度として、第2回新株予約権を発行しております。

当社の代表取締役社長である鹿島秀俊は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、現在及び将来の当社及び子会社・関連会社（以下、「当社グループ」といいます。）の取締役及び従業員（以下、「役職員」といいます。）向けのインセンティブ・プランとして、2018年12月21日開催の臨時株主総会決議に基づき、2018年12月26日付で株式会社東京ユナイテッドを受託者として「新株予約権信託」（以下、「本信託（第2回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第2回新株予約権）に基づき、株式会社東京ユナイテッドに対して、第2回新株予約権を発行しております。

本信託（第2回新株予約権）は、当社グループの役職員を対象として、当社グループに対する貢献度等に応じて株式会社東京ユナイテッドが受益者適格要件を満たすものに対して、第2回新株予約権7,400個（本書提出日現在1個当たり50株相当）を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来の当社グループの役職員に対して、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第2回新株予約権の分配を受けた者は、当該第2回新株予約権の発行要項及び取り扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第2回新株予約権）は1つの契約（A01乃至A05）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

決議年月日	2018年12月21日
名称	新株予約権信託
委託者	鹿島 秀俊（当社代表取締役社長）
受託者	株式会社東京ユナイテッド
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益者確定事由の発生後、一定の手続きを経て存在するに至ります。）
信託契約日（信託契約開始日）	2018年12月26日
信託の種類と新株予約権数（個）	(A01) 740 (A02) 1,110 (A03) 1,480 (A04) 1,850 (A05) 2,220
信託期間満了日	本信託が目的（受益者への本新株予約権の引渡し）を達したとき又は受託者が本新株予約権を保有しなくなったときのいずれか早いときに終了となっております。
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第2回新株予約権の引受け、払い込みにより、現時点でA01～A05までのそれぞれにつき、第2回新株予約権7,400個（本書提出日現在1個当たり50株）が信託の目的となっております。
受益者適格要件	(1) 委託者・受託者又はその親族でないこと。 (2) 交付日時点において、当社グループの役職員であること。

第2回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	2018年12月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者 1
新株予約権の数(個)	7,164 [7,139] (注)3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 358,200 [356,950] (注)3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400 (注)4、7
新株予約権の行使期間	2022年4月1日から2030年12月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 402 資本組入額 201 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1.本新株予約権は、新株予約権1個につき120円で有償発行しております。

- 2.新株予約権は、株式会社東京ユナイテッドを受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社の取締役及び従業員並びに子会社・関連会社の取締役及び従業員のうち指定された者に交付されます。
- 3.本新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

- 4.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5.新株予約権の行使の条件

- (1)本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2)本新株予約権者は、2020年12月期及び2021年12月期において、当社の連結損益計算書(当社が連結財務諸表を作成していない場合には損益計算書)における営業利益が180百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- (3)上記(1)に拘わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a)「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」において定められた行使価額を下回る対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。）。
  - (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
  - (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
  - (4)本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員又は当社等と契約関係にある顧問・業務委託先の外部協力者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (5)本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (6)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (7)本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - (8)その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
- 6.組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）3に準じて決定する。
  - (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5)新株予約権を行使することができる期間  
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
  - (6)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (7)その他新株予約権の行使の条件  
上記（注）5に準じて決定する。
  - (8)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7.2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

c.2020年第1回新株予約権

決議年月日	2020年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社監査役 1 社外協力者 2
新株予約権の数(個)	800 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 40,000 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960 (注)3、6
新株予約権の行使期間	2022年4月1日から2030年4月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 962 資本組入額 481 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.本新株予約権は、新株予約権1個につき120円で有償発行しております。

2.本新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4.新株予約権の行使の条件

(1)本新株予約権者は、2020年12月期及び2021年12月期において、当社の連結損益計算書(当社が連結財務諸表を作成していない場合には損益計算書)における営業利益が250百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)に拘わらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」、株主割当てによる場合その他普通株式の株式価値とは異なると認められる価格で行われる場合を除く。)

- (b)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
- (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が新株予約権の行使時の払込金額において定められた行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社は第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。
- (3)本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社関係会社（以下「当社等」という。）の取締役、監査役、従業員又は当社等と契約関係にある顧問・業務委託先の外部協力者であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4)本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6)本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7)その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。
- 5.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間  
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6)譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (7)その他新株予約権の行使の条件  
上記（注）4に準じて決定する。
- (8)その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 6.2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



d.2020年第2回新株予約権

決議年月日	2020年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 38
新株予約権の数(個)	1,735
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 86,750 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	960 (注)2、5
新株予約権の行使期間	2022年3月26日から2030年3月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 960 資本組入額 480 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2023年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年2月29日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.本新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3.新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位を有していなければならない。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2)当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- (3)新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (4)新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5)本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6)その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。

#### 4.組織再編行為の際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) その他新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

(8) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5.2021年5月14日開催の取締役会決議により、2021年6月9日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年4月6日 (注)1	1,500	95,600	36,000	86,000	36,000	77,000
2021年6月9日 (注)2	4,684,400	4,780,000	-	86,000	-	77,000
2021年9月27日 (注)3	478,000	5,258,000	307,832	393,832	307,832	384,832
2021年10月27日 (注)4	40,900	5,298,900	26,339	420,171	26,339	411,171
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)5	17,050	5,315,950	3,946	424,117	3,946	415,117
2023年1月1日～ 2023年12月31日 (注)5	4,600	5,320,550	925	425,043	925	416,043

- (注)1.有償第三者割当増資 1,500株  
発行価格 48,000円  
資本組入額 24,000円  
主な割当先 株式会社三好不動産、Apaman Network株式会社、株式会社ハートインターナショナル他
- 2.株式分割(1:50)によるものであります。
- 3.有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)  
発行価格 1,400円  
引受価額 1,288円  
資本組入額 644円  
払込金総額 615,664千円
- 4.有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)  
割当価格 1,288円  
資本組入額 644円  
割当先 S M B C 日興証券株式会社
- 5.新株予約権の行使による増加であります。
- 6.2024年1月1日から2024年2月29日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,250株、資本金及び資本準備金がそれぞれ251千円増加しております。

(5)【所有者別状況】

2023年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (名)	-	2	13	32	15	3	738	803	-
所有株式数 (単元)	-	43	1,583	7,061	758	9	43,739	53,193	1,250
所有株式数 の割合 (%)	-	0.08	2.98	13.27	1.42	0.02	82.23	100.00	-

(注)自己株式100,034株は、「個人その他」に1,000単元、「単元未満株式の状況」に34株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
鹿島 秀俊	東京都三鷹市	2,385,000	45.69
横川 尚佳	東京都中央区	1,485,000	28.45
株式会社ベネフィット・ワン	東京都新宿区西新宿3丁目7番1号	455,000	8.72
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	51,700	0.99
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	43,079	0.83
リベロ取引先持株会	東京都港区虎ノ門3丁目8番8号NTT虎ノ門ビル3F	41,400	0.79
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号東京ビルディング	35,967	0.69
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	32,000	0.61
株式会社三好不動産	福岡県福岡市中央区今川1丁目1番1号	30,000	0.57
株式会社ONPA JAPAN	東京都渋谷区神南1丁目5番6号	25,000	0.48
中島 謙一郎	東京都品川区	25,000	0.48
株式会社イナミコーポレーション	愛媛県西条市ひうち6番地12	25,000	0.48
計	-	4,634,146	88.77

(注) 上記の他当社所有の自己株式100,034株(1.88%)があります。

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	100,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,219,300	52,193	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,250	-	-
発行済株式総数	5,320,550	-	-
総株主の議決権	-	52,193	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式34株が含まれております。

【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社リベロ	東京都港区虎ノ門 三丁目8番8号N T T虎ノ門ビル3 F	100,000	-	100,000	1.88

(注)上記株式数には、単元未満株式34株を含めておりません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2023年2月20日)での決議状況 (取得期間 2023年2月21日～2023年9月30日)	100,000	130,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	100,000	103,821,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	0	26,178,800
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	0.00	20.14
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	0.00	20.14

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	34	43,180
当期間における取得自己株式	-	-

#### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	100,034	-	100,034	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年3月1日から有価証券報告書提出日までの株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## 3【配当政策】

当社グループは現在成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の確保を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。今後の配当方針については、将来の事業展開及び財務基盤強化に必要な内部留保の確保を優先し、当面は無配を予定しておりますが、一方で、株主への利益還元も重要な経営課題として認識しており、今後の経営成績及び財政状態を勘案し、利益配当についても検討してまいります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨、並びに期末配当及び中間配当の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

配当の決定機関は、中間配当、期末配当共に取締役会であります。なお、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めております。

当期の期末配当金につきましては、上記の方針等を考慮し無配としております。

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

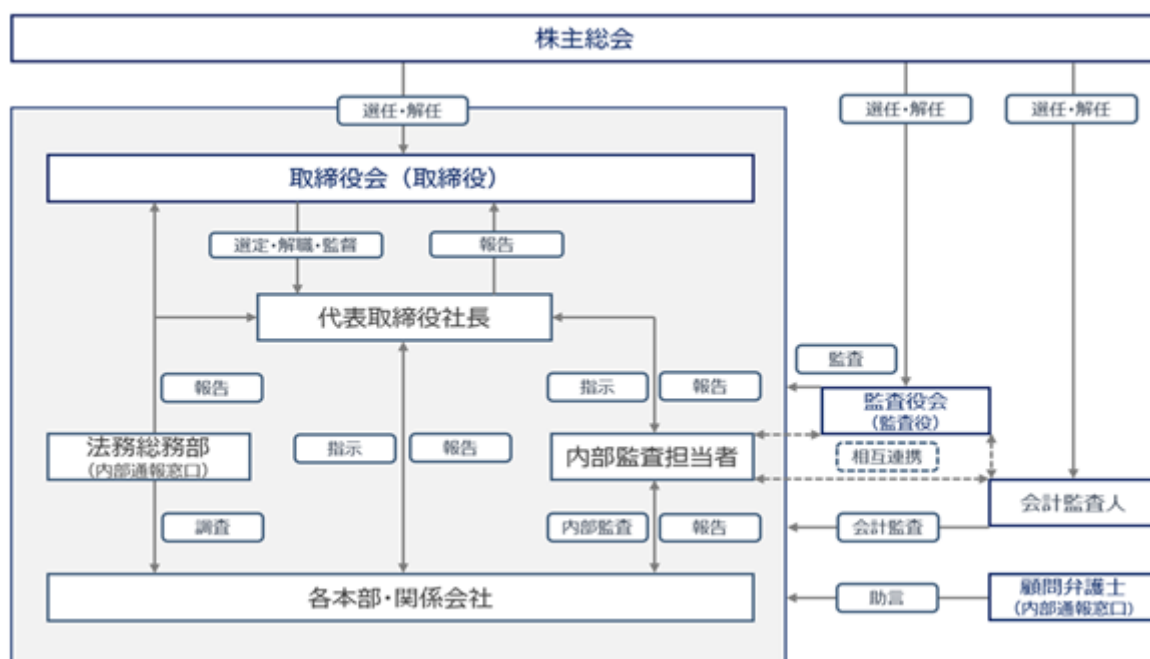
当社は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。また、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### イ．企業統治の体制の概要

当社は会社法上の機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、代表取締役社長が事業本部より1名、経営管理本部より1名の内部監査担当者を指名し、事業本部の内部監査担当者が経営管理本部を監査し、経営管理本部の内部監査担当者が事業本部を監査するクロス監査の実施により、経営に対する監督の強化を図っております。さらに、必要に応じて、弁護士等の外部専門家の助言及び指導を頂くことで、コーポレート・ガバナンス体制を補強しております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



##### a．取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 鹿島秀俊が議長を務め、専務取締役 中村和彦、常務取締役 横川尚佳、取締役 楠武史及び社外取締役 岡本泰彦の取締役5名で構成されております。取締役会の設置目的としては、法令及び定款の決議事項を含め、会社経営全般に関わる基本方針を審議・決定することであり、具体的には、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等に関する意思決定を行っております。

取締役会は、原則として毎月1回開催の定時取締役会の開催に加え、決議を要する重要案件が発生した際には臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、十分な議論を尽くし、迅速な経営判断と客観性の高い経営監督機能の発揮に努めております。

##### b．監査役会及び監査役

当社の監査役会は、常勤監査役 萩原伸朗、非常勤監査役 土谷環及び非常勤監査役 山本有未の監査役3名（3名とも社外監査役）で構成されております。監査役会の設置目的としては、当社のガバナンスのあり方、取締役の業務の執行状況及び財産状況に関する日常的経営活動の監査を行うことであり、具体的には、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役会は原則として毎月1回の定時監査役会の開催に加え、臨時監査役会を開催しております。また、監査役は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。加えて、会計監査人の会計監査の把握や内部監査の状況を把握し、定期会合での情報共有により監査の実効性の確保に努めております。

c. 当事業年度における取締役会の活動状況

取締役会は、原則として定時取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催することとしております。なお、当事業年度において、取締役会を16回開催いたしました。

個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催状況及び出席状況
	取締役会
鹿島 秀俊	100% (16/16回)
横川 尚佳	100% (16/16回)
楠 武史	100% (16/16回)
岡本 泰彦	88% (14/16回)

取締役会における具体的な検討内容としては、ガバナンス関連（例 株主総会関連、社内規程改定等内部統制関連、人事等）、資本政策関連（例 自己株式取得等株主還元策、資金調達等）及び経営戦略関連（例 取締役の業務執行状況に関する報告、月次決算報告、計算書類等の承認、人的資本経営に関する協議等）であります。

d. 内部監査担当者

当社は経営診断の見地から社内規程や関連法令の遵守、業務改善の向上、不正、誤謬の未然防止を目的として代表取締役社長直轄の内部監査担当者として、事業本部より1名、経営管理本部より1名を配置しております。

業務監査は、合法性と合理性の観点から公正かつ独立の立場で全部署に対して実施しております。被監査部門責任者へのヒアリングの際には可能な限り監査役へ同席を求め、合法性及び合理性の観点から公正かつ独立の立場を確保することに努めております。

内部監査担当者は代表取締役社長に対して監査結果を報告した上で、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。更に内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、定期的なミーティングを開催し、それぞれの監査を踏まえた意見交換を行うとともに、必要に応じて都度情報を共有し、三者間で連携を図ることにより三様監査の実効性を高めております。

内部監査担当者は、内部監査結果について監査役会へ報告するとともに、内部監査規程に基づき取締役会においても報告することとしております。また、内部監査計画についても取締役会に報告することとしており、監査手法や監査における留意点などについて協議しております。

e. 会計監査人

当社は、Mooreみらい監査法人と監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は取締役会において当社事業に精通した取締役が経営の基本方針や重要な業務の執行について法令や規程に則った意思決定を行う一方、社外監査役にて構成されている監査役会において、客観的な監督を行うこと及び常勤監査役が重要な会議に定期的に出席することで、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることが可能となると考え、当該体制を採用しております。



## 企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

### イ．内部統制システムの整備状況

コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識しており、次のとおり内部統制システムの基本方針を定めております。

#### a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令及び定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
- (2)「取締役会規程」、「就業規則」その他の社内規程において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
- (3)法令遵守体制を堅持するために、使用人は、誓約書に署名捺印をもって提出するものとする。
- (4)内部通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
- (5)代表取締役社長直轄の内部監査担当者を配置し、「内部監査規程」に基づき、各部門と連携の上、業務執行の適法性を監査する。また、これらの活動は定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

#### b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)当社グループは、法令をはじめ、「文書管理規程」「機密保持規程」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
- (2)代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
- (3)経営管理本部担当役員は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
- (4)保管される記録は、随時、取締役、監査役が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。

#### c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社グループの業務執行に係るリスクについて、その未然防止及び迅速な対処を行うことを目的として、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、リスク管理の方針、体制並びにリスク発生時の対応等を明確化する。
- (2)内部監査担当者による内部監査を通じて各組織の内部管理体制及びその適正性・有効性を検証・評価し、改善を促すことでリスク管理体制の適正性を確保する。
- (3)財務報告に係る内部統制について、社内の責任体制等を明確にし、財務報告の信頼性を確保する。

#### d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役会を月1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2)業務執行取締役は、当会社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化を図る。
- (3)業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
- (4)各本部は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
- (5)効率的な職務執行のため、「組織規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。
- (6)環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。

#### e．企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
- (2)子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。
- (3)内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。
- (4)監査役は「監査役監査基準」に基づき、取締役及び使用人から子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。

- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役は、内部監査担当者とする。
- g. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
内部監査担当者に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。
- h. 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。
- i. 監査役への報告に関する体制  
(1) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。  
(2) 認識するリスクに対して内部監査担当者による内部監査を行い、内部監査担当者は、その結果を監査役会に報告する。
- j. 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取り扱いの禁止の他、職場環境等が悪化することのないような措置を講ずる。
- k. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
(1) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。  
(2) 緊急又は臨時の支出が必要となった費用の前払い、及び支出した費用の償還を会社に請求することができる。  
(3) 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。
- l. その他監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性を確保するための体制  
(1) 監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「監査役会規程」を制定する。  
(2) 監査役は、取締役会の他、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。  
(3) 会社の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。  
(4) 内部監査と監査役監査の連携の意義・目的を十分理解し、内部監査と監査役監査の連携及び相互補完を図る。
- m. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況について  
当社グループでは、反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たないようにすることを基本的な考え方としております。リスクマネジメントを統括する法務総務部において情報の集約化を図るとともに、イントラネット上で対応マニュアル等の整備を行っております。また、地元警察署との連携や反社会的勢力排除を推進する団体に加盟する等、外部情報の収集や外部団体との連携をしております。
- ロ. リスク管理体制の整備の状況  
当社は、リスク管理に関して、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定め、法務総務部を主管部門としてリスク管理体制を構築しております。業務上発生する可能性がある各種リスクを把握し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。  
また、内部通報制度を設け、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、解決に取り組んでおります。当社の役員等は本制度を通じてコンプライアンス違反等の事実が生じているか、又は生じようとしていることを社内外に設けた通報窓口に通報することができます。

八．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備としましては「関係会社管理規程」に基づき、子会社における業務の適正性を管理する体制を整備しております。

子会社への役員の出向並びに業績及び経営課題に関する報告を通じて、子会社の経営状況を把握し、適宜指導を行う体制を構築しております。当社の取締役会においては、子会社の業務執行状況について報告、討議を行い、適宜適切な対応を実施しております。

また、子会社に対して当社の内部監査担当者及び監査役が直接監査を実施することができる体制としております。

二．取締役の定数

取締役の定数は7名以内、監査役の定数は5名以内とする旨を定款で定めております。

ホ．取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

へ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

ト．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的としております。

チ．剰余金の配当等の決定機関

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

リ．取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）又は監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これらは、取締役又は監査役が職務遂行に当たり期待されている役割を十分に発揮できるようにするためであります。

ヌ．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役・社外監査役ともに法令が定める最低限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

ル．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社役員（取締役及び監査役）並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償等の損害が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性2名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	鹿島 秀俊	1978年9月20日生	2007年5月 株式会社インクストゥエンター入社 2009年5月 当社創業 同 専務取締役 2013年1月 同 代表取締役社長(現任) 2018年2月 株式会社リベロビジネスサポート代表取締役	(注)4	2,385,000
専務取締役	中村 和彦	1957年2月10日生	1979年4月 殖産住宅株式会社入社 1993年7月 株式会社サン・ステップ(現 住友林業レジデンシャル株式会社)入社 2003年3月 同社取締役 2011年6月 同社専務取締役 2020年7月 サプリース事業者協議会会長(現任) 2020年9月 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会理事(現任) 2022年6月 同協会副会長(現任) 2023年1月 住友林業レジデンシャル株式会社顧問 2024年2月 当社入社 2024年3月 同 専務取締役(現任)	(注)4	-
常務取締役 経営管理本部長	横川 尚佳	1978年6月26日生	2007年5月 株式会社インクストゥエンター入社 2009年5月 当社創業 同 常務取締役経営管理本部長(現任)	(注)4	1,485,000
取締役 事業本部長	楠 武史	1977年6月26日生	2014年1月 当社入社 同 営業本部長 2018年1月 同 執行役員 2018年12月 同 取締役事業本部長(現任) 2019年4月 株式会社リベロビジネスサポート代表取締役(現任)	(注)4	3,700
取締役	岡本 泰彦	1961年4月6日生	1985年4月 株式会社広島銀行入行 1988年10月 株式会社文化倶楽部入社 1993年9月 株式会社パワーズインターナショナル(現 ライク株式会社)設立 代表取締役社長 2017年1月 株式会社サンライズ・ヴィラ(現 ライクケア株式会社)取締役会長(現任) 2020年3月 当社 取締役(現任) 2020年8月 ライクスタッフィング株式会社取締役会長(現任) 2022年5月 ライクキッズ株式会社取締役会長(現任) 2023年8月 ライク株式会社代表取締役会長兼社長グループCEO(現任)	(注)4	-
常勤監査役	萩原 伸朗	1953年4月1日生	1971年4月 日本航空株式会社入社 1976年4月 日本製靴株式会社(現 株式会社リーガルコーポレーション)営業担当 1999年4月 同 総務部企業法務担当 2011年6月 同 監査役 2019年7月 当社 監査役(現任)	(注)5	-
監査役	土谷 環	1968年11月12日生	1993年4月 モルガン・スタンレー証券株式会社入社(現 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社) 2004年1月 アーバン・アセットマネジメント株式会社入社 2005年1月 楽天株式会社入社 2007年1月 株式会社新生銀行(現 株式会社SBI新生銀行)入行 2010年4月 リエゾン・マネジメント株式会社代表取締役(現任) 2018年12月 当社 監査役(現任)	(注)5	2,500
監査役	山本 有未	1983年5月19日生	2010年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 2012年6月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社入社 2015年10月 中村好伸法律事務所入所 2022年3月 当社 監査役(現任)	(注)6	-
計					3,876,200

- (注) 1. 取締役岡本泰彦は、社外取締役であります。
2. 監査役萩原伸朗、土谷環及び山本有未は、社外監査役であります。
3. 監査役山本有未の戸籍上の氏名は、増田有未であります。
4. 2023年12月期に係る定時株主総会の終結の時から、2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2021年5月31日開催の臨時株主総会終結の時から、2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2021年12月期に係る定時株主総会の終結の時から、2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

#### 社外役員の状況

##### (a) 社外取締役及び社外監査役の員数

当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名を選任しております。

##### (b) 社外取締役及び社外監査役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係

社外取締役岡本泰彦は、東証プライム上場会社であるライク株式会社の代表取締役会長兼社長グループCEOであり、同氏が取締役会長を兼任するライク株式会社及びライクスタッフィング株式会社と当社の間には、ライク株式会社が当社の法人企業等向けサービスである「社宅ラクッとNAVI」を利用しており、当社がライクスタッフィング株式会社の人材派遣サービスを利用する取引関係がありますが、取引の規模は僅少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えております。なお、ライクスタッフィング株式会社の人材派遣サービスについては、2020年4月以降、人材派遣依頼はしないこととしております。また、同氏は当社の新株予約権500個（普通株式25,000株相当）及び同氏が実質的に支配している会社である有限会社マナックスで、当社株式10,400株を所有しておりますが比率としては僅少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えております。

社外監査役萩原伸朗と当社との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役土谷環は、当社株式2,500株及び新株予約権50個（普通株式2,500株相当）を保有しておりますが比率としては僅少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えております。それ以外に、当社との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役山本有未と当社との間には人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

##### (c) 社外役員の独立性の基準

当社は、社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、株式会社東京証券取引所が定める基準を参考にしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び社外監査役を選任しており、経営の独立性を確保していると認識しております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役岡本泰彦は、上場会社の経営者として企業経営及びコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知見を活かし、経営全般に対して、リスクマネジメントの観点から積極的に意見・提言等を行うとともに、必要に応じて経営陣に適宜報告を求める等、監督機能の役割を果たしております。

社外監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行っており、また、必要に応じて監査役会への出席を求め相互の関係が図られております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成され、全員が社外監査役であります。

当社の監査役監査は、監査役監査計画において定められた内容に基づき監査を行い、取締役会及びその他の会議の出席や、重要書類を閲覧し、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査する他、定期的に業務執行取締役との意見交換及び内部監査担当者との意見交換を実施することで、業務執行取締役の職務執行を不足なく監査できる体制を確保しております。監査役会は原則として月1回開催し、情報共有を図っております。当社は監査役3名の全員を社外監査役とすることで、経営への監視機能を強化しております。

当事業年度において開催された監査役会のうち、個々の監査役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数（出席率）
萩原 伸朗（常勤監査役）	13	13（100％）
土谷 環（非常勤監査役）	13	13（100％）
山本 有未（非常勤監査役）	13	13（100％）

監査役の主な活動状況としては、取締役会及び代表取締役社長に対し、監査計画並びに監査の実施状況結果について適宜報告し、また代表取締役社長とは定期的な会議を行うことで、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題について意見交換を行いました。加えて、必要に応じて取締役や使用人に対し、主要な稟議書や業務執行に関する重要な文書を閲覧し、その説明を求めることにより、業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しております。

監査役会は、当事業年度は主として本社各部門及び支店における内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の評価並びに選任・不選任の決定、及び新たな会計監査人との連携体制構築を重点監査項目として取組みました。加えて、社内規程の整備状況を適宜モニタリングするとともに、社内稟議の起案・決裁状況についても監査することで、安定的に内部統制が運用されているかを確認し、課題がある場合には改善に向けた提言等を行っております。

監査役と会計監査人は、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により監査の品質向上及び効率化に努めております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して会社の内部統制状況について監視するとともに、問題点の把握・改善勧告を行い、監査機能がより有効適切に機能するよう努めております。

また、常勤監査役の活動として監査役会が定めた監査の方針、職務の分担、監査基準等に従い、取締役、内部監査担当者その他使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、代表取締役社長や取締役へ適宜ヒアリングを行い、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社や支店において業務及び財産の状況を調査しました。さらに内部統制システムについて取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。会計監査人からは、事前に監査計画や重点領域等の説明を受け、協議を行うとともに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等の活動をしております。

内部監査の状況

a. 組織・人員及び手続

当社の内部監査は、代表取締役社長が事業本部より1名、経営管理本部より1名の内部監査担当者を指名し、代表取締役社長からの指示により必要な監査・調査を定期的実施し、業務執行の妥当性・効率性やリスク管理体制の遵守・整備状況などを幅広く検証しております。その結果を代表取締役社長に報告し、その後の進捗管理を行うなどその機能の充実に日々努め、これを経営に反映させております。内部監査担当者の人員は2名ではありますが、内部監査規程に基づき、必要に応じて内部監査担当者以外の従業員を臨時に監査担当者に任命でき、支援可能な体制を構築しております。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門との相互連携

内部監査担当者は、内部監査報告書を都度監査役に共有し、内部監査への監査役の立ち会いの他、毎月1回程度、常勤監査役との間で情報共有ミーティングを開催し、相互に監査実績の共有を行い意見交換しております。また、内部監査担当者、会計監査人及び監査役においては、定期的にミーティングを実施し、それぞれの監査の状況について報告、意見交換を行っております。

c. 内部監査の実効性を確保する取組み

内部監査担当者は毎月取締役会に出席し、監査役と毎月1回程度の情報共有ミーティング、会計監査人とは四半期ごとに三様監査を実施しており、取締役会・監査役会・会計監査人との連携を図ることにより内部監査の実効性の向上を図っております。また、内部監査計画及び監査結果については、内部監査担当者が直接取締役会に報告することにより内部監査の実行性の確保に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

Mooreみらい監査法人

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

宇田川 和彦

佐藤 豊毅

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

会計士試験合格者等 1名

その他 2名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有すること及び必要な専門性を有することについて確認しております。これらを総合的に検討した結果、当社の会計監査人であるMooreみらい監査法人は、適正な監査が可能であると判断したため選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、会計監査人について、事前の計画、監査方法、監査時間及び監査実施体制の妥当性を評価基準として、評価を実施しております。

なお、当社の会計監査人であるMooreみらい監査法人については、日本監査役協会「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」による確認を行った結果、独立性・専門性ともに問題はなく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度 有限責任監査法人トーマツ

当連結会計年度及び当事業年度 Mooreみらい監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

・異動に係る監査公認会計士等の氏名又は名称

選任する監査公認会計士等の氏名又は名称

Mooreみらい監査法人

退任する監査公認会計士等の氏名又は名称

有限責任監査法人トーマツ

・異動の年月日

2023年3月24日

- ・ 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日  
2021年5月31日
- ・ 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項  
該当事項はありません。
- ・ 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯  
当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、2023年3月24日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。現在の会計監査人については、会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を十分に備えています。  
しかしながら、監査報酬は近年増加傾向にあり、次期以降も監査報酬の負担が増加していくことが想定されるため、当社の事業規模に照らした監査報酬の水準等について総合的に検討した結果、Moreみらい監査法人が会計監査人候補者として適任であると判断し、会計監査人として選任する議案内容を決定いたしました。
- ・ 上記当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯に対する意見  
退任する監査公認会計士等の意見  
特段の意見はない旨の回答を得ております。  
監査役会の意見  
監査役会の検討経緯と結果に則った内容であり、妥当であるとの回答を得ております。

#### 監査報酬の内容等

##### a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前連結会計年度		当連結会計年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
28,500	-	23,000	-

##### b. 監査公認会計士と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

##### c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

##### d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士に対する監査報酬の決定方針は、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し、当社及び監査法人の両社で協議を行い、報酬額を決定しております。

##### e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年9月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

##### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る基本方針

取締役の報酬が、経営責任の明確化及び企業価値の持続的な向上へのインセンティブとして機能するよう、株主利益との連動を念頭に置いた報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定は、各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、金銭報酬である月額固定報酬及び業績連動報酬たる決算賞与並びに非金銭報酬であるストックオプションとで構成する。

##### ロ. 金銭報酬に関する個人別の報酬等の額に係る決定方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

月額固定報酬は、当社グループの業績(連結営業利益を指標とする。以下、同様とする。)及び担当業務における各取締役の貢献・実績に基づき、役位・職責、当社の連結業績その他会社の業績等を総合的に勘案して報酬等の額の算定を行い、下記「へ. 取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定するものとする。



八．業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬たる決算賞与については、当社グループの業績が著しく向上し、期初計画を上回る連結営業利益を計上した場合において、役員・職責、当社の業績等を総合的に勘案して額の算定を行い、下記「へ．取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定するものとする。なお、決算賞与を支給する場合は、年1回定時株主総会后に支給するものとする。

二．非金銭報酬等の内容及び額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬たるストックオプションの支給する数については、役員・職責、在任年数に応じて、他社水準や経済情勢を考慮しながら総合的に勘案し、下記「へ．取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法」に従い決定し、一定の時期に支給するものとする。

ホ．金銭報酬の額、非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬である月額固定報酬及び業績連動報酬たる決算賞与並びに非金銭報酬であるストックオプションの種類ごとの比率については当面は定めないこととするが、当社と同程度の事業規模又は関連する業種・業態に属する企業を参考とする。

へ．取締役の個人別の報酬等の額に係る決定方法

個人別の報酬等の額は、取締役報酬に関する内規に従い、代表取締役が起案のうえ、取締役会の決議により決定するものとする。なお、取締役会での決議に先立っては、代表取締役は社外取締役及び監査役会に意見を求め、意見がある場合にはその意見を踏まえた上で起案する。

なお、当社の役員の報酬に関する株主総会決議年月日は、取締役・監査役ともに2022年3月25日であり、その内容は以下のとおりであります。

（取締役報酬）

- ・年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）とし、役員賞与を含むものとしております。
- ・決議日における取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）であります。

（監査役報酬）

- ・年額30百万円以内とし、役員賞与を含むものとしております。
- ・決議日における監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く。)	95,400	95,400	-	-	3
監査役(社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	16,098	16,098	-	-	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員は存在しないため、記載しておりません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。なお、当社が所有する株式は全て純投資目的以外の株式であります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である株式を取得する際には、取得意義や経済合理性の観点を踏まえて取得是非を判断すると共に、取得後は定期的に保有継続の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	1,650
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式の減少に係る取得 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)の財務諸表について、Mooreみらい監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び監査法人等との意見交換を通じて、情報収集に努めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,452,539	1,525,650
売掛金	358,422	412,645
前渡金	600,255	990,786
未収還付法人税等	27,733	760
その他	136,227	263,714
流動資産合計	2,575,178	3,193,556
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	43,493	47,073
減価償却累計額	31,806	35,062
建物附属設備(純額)	11,686	12,011
車両運搬具	7,176	7,176
減価償却累計額	5,755	6,228
車両運搬具(純額)	1,420	947
器具及び備品	7,120	12,982
減価償却累計額	3,459	6,553
器具及び備品(純額)	3,660	6,429
有形固定資産合計	16,767	19,387
無形固定資産	131,457	187,822
投資その他の資産		
投資有価証券	106,852	1,650
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	-	20,119
繰延税金資産	7,790	45,464
敷金及び保証金	503,989	742,962
その他	118,255	185,092
投資その他の資産合計	736,887	995,290
固定資産合計	885,112	1,202,500
資産合計	3,460,290	4,396,057

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	164,354	205,418
未払金	120,102	115,206
未払費用	92,348	109,267
未払法人税等	5,701	73,536
前受金	562,007	959,795
その他	71,223	94,551
流動負債合計	1,015,737	1,557,775
固定負債		
繰延税金負債	272	-
資産除去債務	6,758	6,786
預り敷金及び保証金	245,146	380,477
長期預り金	290,225	549,097
その他	9,631	7,487
固定負債合計	552,035	943,849
負債合計	1,567,773	2,501,624
純資産の部		
株主資本		
資本金	424,117	425,043
資本剰余金	429,117	430,043
利益剰余金	1,038,401	1,142,345
自己株式	-	103,864
株主資本合計	1,891,637	1,893,568
新株予約権	880	864
純資産合計	1,892,517	1,894,432
負債純資産合計	3,460,290	4,396,057

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	2,555,046	2,900,886
売上原価	329,651	440,393
売上総利益	2,225,394	2,460,493
販売費及び一般管理費	1, 2 2,147,533	1, 2 2,281,888
営業利益	77,861	178,605
営業外収益		
受取利息	17	220
受取手数料	47	227
法人税等還付加算金	-	155
助成金収入	39	84
その他	16	23
営業外収益合計	121	710
営業外費用		
支払利息	-	207
営業外費用合計	-	207
経常利益	77,982	179,108
特別利益		
保険解約返戻金	-	67,298
特別利益合計	-	67,298
特別損失		
投資有価証券評価損	-	106,852
特別損失合計	-	106,852
税金等調整前当期純利益	77,982	139,554
法人税、住民税及び事業税	23,242	73,557
法人税等調整額	3,958	37,947
法人税等合計	27,201	35,609
当期純利益	50,781	103,944
親会社株主に帰属する当期純利益	50,781	103,944

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
当期純利益	50,781	103,944
包括利益	50,781	103,944
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	50,781	103,944

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	420,171	425,171	989,694	1,835,037	828	1,835,865
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	2,073	2,073	-	2,073
会計方針の変更を反映した当期首残高	420,171	425,171	987,620	1,832,963	828	1,833,791
当期変動額						
新株の発行	3,946	3,946	-	7,892	-	7,892
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	50,781	50,781	-	50,781
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	52	52
当期変動額合計	3,946	3,946	50,781	58,673	52	58,726
当期末残高	424,117	429,117	1,038,401	1,891,637	880	1,892,517

当連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	424,117	429,117	1,038,401	-	1,891,637	880	1,892,517
当期変動額							
新株の発行	925	925	-	-	1,851	-	1,851
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	103,944	-	103,944	-	103,944
自己株式の取得	-	-	-	103,864	103,864	-	103,864
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	15	15
当期変動額合計	925	925	103,944	103,864	1,930	15	1,915
当期末残高	425,043	430,043	1,142,345	103,864	1,893,568	864	1,894,432



## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	77,982	139,554
減価償却費	33,942	38,476
受取利息及び受取配当金	17	220
支払利息	-	207
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	-	106,852
保険解約返戻金	-	67,298
売上債権の増減額(は増加)	10,316	54,222
未収入金の増減額(は増加)	26,583	63,960
前渡金の増減額(は増加)	298,957	390,530
仕入債務の増減額(は減少)	70,296	41,063
前受金の増減額(は減少)	276,035	397,788
未払消費税等の増減額(は減少)	3,953	25,044
長期預り金の増減額(は減少)	227,364	258,871
その他	84,006	47,809
小計	141,824	479,434
利息及び配当金の受取額	17	214
利息の支払額	-	207
法人税等の支払額	131,274	13,225
法人税等の還付額	-	30,593
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,567	496,809
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	3,601	13,482
無形固定資産の取得による支出	63,989	98,541
敷金及び保証金の差入による支出	229,686	538,535
敷金及び保証金の回収による収入	149,459	454,257
預り敷金及び保証金の受入による収入	100,516	318,403
預り敷金及び保証金の返還による支出	97,430	307,494
投資有価証券の取得による支出	106,852	-
長期貸付けによる支出	-	27,100
長期貸付金の回収による収入	-	2,447
保険積立金の解約による収入	-	60,277
その他	65,365	171,192
投資活動によるキャッシュ・フロー	316,948	320,960
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	7,856	1,851
自己株式の取得による支出	-	103,864
その他	1,447	723
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,408	102,736
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	299,972	73,111
現金及び現金同等物の期首残高	1,752,511	1,452,539
現金及び現金同等物の期末残高	1,452,539	1,525,650

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社リベロビジネスサポート

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 2～15年

車両運搬具 6年

器具及び備品 3～8年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 企業が履行義務の充足時に収益を認識する

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、下記のとおりであります。

当社グループは、不動産会社向けサービスである「新生活ラクっとNAVI」、法人企業向けサービスである「社宅ラクっとNAVI」「ワンコイン転勤社宅」「ヘヤワリ」と引越会社向けサービスである「HAKOPLA(ハコプラ)」「引越しラクっとNAVI」が含まれており、顧客との契約に基づいてサービス等を引き渡す履行義務を負っております。

イ. 不動産会社向けサービス「新生活ラクっとNAVI」

不動産会社向けのサービスであり、不動産仲介店舗で新居を決めた顧客に対して、不動産事業者が当サービスの案内を行い承諾を得たうえで、当社へ顧客サポートの依頼を行います。当社は主に引越し相見積りサービスとライフライン(新電力、ガス小売事業者が販売するガス及びインターネット回線)設定のサポートを実施しており、サービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

また、不動産会社向けサービス「新生活ラクっとNAVI」で生じるインターネット回線事業者から受け取るインセンティブ等の収益については、返金権付販売について変動対価に関する定めに従い、返金されると見込まれるインセンティブ等の収益を除いた収益を認識する方法によっております。

a. 算出方法

返金が見込まれるインセンティブ等については、インセンティブ等として受け取る対価の額で返金負債を認識しております。返金負債は、一定期間の売上高に返金実績を乗じて算出しております。

b. 主な仮定

返金負債の算定基礎である返金実績率は、過去の返金実績に鑑み、通常返金が生じると考えられる期間に基づき算定しております。

c. 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

返金負債の算定基礎である返金実績率は過去の返金実績額に基づいているため、返金率の傾向に変化が生じた場合には、計上していた返金負債の額と実際の返金額に乖離が生じ、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

ロ. 法人企業向けサービス「社宅ラクっとNAVI」

法人企業向けの転勤支援サービスであり、法人企業等の人事異動により転勤が発生することとなる転勤者（従業員）がサービス利用者となります。主に、お部屋探し及び引越し見積りサービスのサポート、ライフラインのサポートを実施し、サービスの支配が顧客に移転した時点で引越代金総額の内、当社グループが受け取る手数料のみを純額で収益として認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

ハ. 引越会社向けサービス「HAKOPLA（ハコプラ）」

引越会社向けのサービスであり、主なサービスメニューは、引越し案件、空きトラック等のマッチングを行っており、約束したサービスを提供した時点で、収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

インターネット回線事業者からの成果報酬に係る概算計上額

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
売上高	38,972	42,970

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

インターネット回線事業者からの収入は、不動産事業者等で新たな転居先を決定した顧客に対して、当社グループがインターネット回線の取り次ぎをサポートし、インターネット回線事業者にサービス提供されたものについての成果報酬により構成されております。

本成果報酬は、インターネット回線事業者から送付される支払通知書等によって売上代金を決定しておりますが、インターネット回線事業者より支払通知書を手入するまでに1ヶ月程度の期間を要するため、決算期においては、インターネット回線の開通件数の速報値と成果報酬単価の過去実績に基づき概算計上を行っております。

インターネット回線の開通件数の速報値と実績値が大幅に乖離した場合、或いは成果報酬単価計算の前提条件に変更等がある場合には、翌連結会計年度の売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行(前連結会計年度も4行)と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額	950,000千円	950,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	950,000	950,000

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
給料及び手当	717,925千円	729,035千円
業務委託費	255,427	343,449
販売促進費	230,512	215,375

2 一般管理費及び当期製造原価に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費	-	9,588千円

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	5,298,900	17,050	-	5,315,950
合計	5,298,900	17,050	-	5,315,950
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式の増加17,050株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計年 度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
親会社 (提出会社)	ストック・オプションとして の第1回新株予約権	-	-	-	-	-	708
	ストック・オプションとして の第2回新株予約権 (自己新株予約権)	-	-	-	-	-	875 (799)
	ストック・オプションとして の2020年第1回新株予約権	-	-	-	-	-	96
	ストック・オプションとして の2020年第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	1,679 (799)

(注) 1. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容 b. 第2回新株予約権」に記載の信託に残存する当社新株予約権を自己新株予約権として、信託における帳簿価額により、純資産の部の新株予約権から控除しております。当該自己新株予約権の帳簿価額及び目的となる株式の数は、当連結会計年度末799千円、333,000株であります。

2. 自己新株予約権については、(外書き)により表示しております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	5,315,950	4,600	-	5,320,550
合計	5,315,950	4,600	-	5,320,550
自己株式				
普通株式(注)2	-	100,034	-	100,034
合計	-	100,034	-	100,034

(注) 1. 普通株式の発行済株式の増加4,600株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加100,034株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加100,000株  
単元未満株式の買取による増加34株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計年 度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
親会社 (提出会社)	ストック・オプションとして の第1回新株予約権	-	-	-	-	-	708
	ストック・オプションとして の第2回新株予約権 (自己新株予約権)	-	-	-	-	-	859 (799)
	ストック・オプションとして の2020年第1回新株予約権	-	-	-	-	-	96
	ストック・オプションとして の2020年第2回新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	1,663 (799)

(注) 1. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内  
容 b. 第2回新株予約権」に記載の信託に残存する当社新株予約権を自己新株予約権として、信託における帳簿  
価額により、純資産の部の新株予約権から控除しております。当該自己新株予約権の帳簿価額及び目的となる株  
式の数、当連結会計年度末799千円、333,000株であります。  
2. 自己新株予約権については、(外書き)により表示しております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりで  
あります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金	1,452,539千円	1,525,650千円
現金及び現金同等物	1,452,539	1,525,650

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
1年内	134,496	131,066
1年超	247,731	116,664
合計	382,228	247,731

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金及び短期的な運転資金は自己資金により賄っております。資金運用については安全性の高い金融商品で運用する方針であります。また、当社グループはデリバティブ取引を全く利用しておりません。

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、転貸サービス及び本社オフィス等の不動産賃貸契約に基づくものであり、貸主の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、取引先企業との業務に関連する株式等であり、発行体（取引先企業）の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は1年以内の支払期日であります。

預り敷金及び保証金は、転貸サービスの不動産転貸借契約に基づくものであります。

金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは営業債権について信用調査機関の与信調査状況、個々の法人の財務状況等を勘案しリスク管理を行っております。また、管理部門が取引先別に債権残高を管理するとともに、入金状況を各事業部に随時報告しております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券については管理部門が定期的に取引先企業の財務状況等を把握し、財務状況等の悪化懸念等を早期に把握し軽減を図っております。また、借入金の金利変動リスクについては、分割返済などによりその影響を緩和するとともに、管理部門が金利変動状況を管理しております。

ハ．流動性リスク（資金調達、営業債務の支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

管理部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	503,989	503,867	121
資産計	503,989	503,867	121
預り敷金及び保証金	245,146	245,036	110
負債計	245,146	245,036	110

当連結会計年度（2023年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
敷金及び保証金	742,962	742,376	586
資産計	742,962	742,376	586
預り敷金及び保証金	380,477	380,179	297
負債計	380,477	380,179	297

（ 1 ）「現金及び預金」「売掛金」「未収還付法人税等」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること及び概ね2ヶ月程度の短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（ 2 ）市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（千円）	当連結会計年度（千円）
投資有価証券（非上場株式）	106,852	1,650

（注）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2022年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,452,539	-	-	-
売掛金	358,422	-	-	-
合計	1,810,961	-	-	-

（ ）敷金及び保証金は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

当連結会計年度（2023年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,525,650	-	-	-
売掛金	412,645	-	-	-
合計	1,938,295	-	-	-

（ ）敷金及び保証金は、回収日が確定していないため、上表には記載しておりません。

（ 3 ）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いてインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルの内、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	503,867	-	503,867
預り敷金及び保証金	-	245,036	-	245,036



当連結会計年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	742,376	-	742,376
預り敷金及び保証金	-	380,179	-	380,179

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「敷金及び保証金」「預り敷金及び保証金」

契約金及び過去の契約更新並びに信用リスク等を勘案し、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前連結会計年度（2022年12月31日）

投資有価証券（連結貸借対照表計上額106,852千円）については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当連結会計年度（2023年12月31日）

投資有価証券（連結貸借対照表計上額1,650千円）については、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（2022年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2023年12月31日）

当連結会計年度において、有価証券について106,852千円（その他有価証券の株式106,852千円）減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、市場価格のない株式等については、期末における実質価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合には、実質価額の回復可能性を十分な根拠により裏付けられる場合等を除き、原則として必要と認められた額について減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。
2. 権利行使による失効により利益として計上した金額  
該当事項はありません。
3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	2020年 第1回新株予約権	2020年 第2回新株予約権
決議年月日	2018年12月21日	2018年12月21日	2020年3月25日	2020年3月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 社外協力者 2名	受託者 1社 (注) 3	当社取締役 1名 当社監査役 1名 社外協力者 2名	当社取締役 1名 当社従業員 38名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 305,000株	普通株式 370,000株	普通株式 40,000株	普通株式 100,000株
付与日	2018年12月26日	2018年12月26日	2020年4月6日	2020年4月6日
権利確定条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし	(注) 2	(注) 2	(注) 2
権利行使期間	自 2022年4月1日 至 2030年12月26日	自 2022年4月1日 至 2030年12月26日	自 2022年4月1日 至 2030年4月6日	自 2022年3月26日 至 2030年3月25日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

3. 本新株予約権は、株式会社東京ユナイテッドを受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社の取締役及び従業員並びに子会社・関連会社の取締役及び従業員のうち、指定された者に交付されます。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	2020年 第1回新株予約権	2020年 第2回新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	333,000	30,050	68,600
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	333,000	30,050	68,600
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	295,000	31,800	9,950	22,150
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	4,600	-	-
失効	-	2,000	-	4,000
未行使残	295,000	25,200	9,950	18,150

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権	2020年 第1回新株予約権	2020年 第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	400	400	960	960
行使時平均株価 (円)	-	1,016	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、ストック・オプションを付与した時点では、当社が株式を上場していないことから単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法によっております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 417,268千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 2,838千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 1	231千円	- 千円
未払事業税	1,562	6,601
一括償却資産損金算入限度超過額	2,388	2,250
投資有価証券	1,500	34,861
資産除去債務	2,069	2,078
事業所税	1,056	1,148
その他	1,031	205
繰延税金資産合計	9,840	47,145
繰延税金負債		
未収事業税	504	-
資産除去債務に対する除去費用	1,818	1,680
繰延税金負債合計	2,322	1,680
繰延税金資産(負債)の純額	7,517	45,464

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (1)	231	-	-	-	-	-	231
繰延税金資産 (2)	231	-	-	-	-	-	231

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金については、2023年度事業計画等に基づく将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断しております。

当連結会計年度(2023年12月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5	2.2
住民税均等割等	1.5	0.9
税額控除	-	7.5
その他	0.7	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.9	25.5

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント
	移転者サポート事業
不動産会社向けサービス	1,318,613
法人企業向けサービス	1,097,564
引越会社向けサービス	138,868
顧客との契約から生じる収益	2,555,046
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,555,046

(注) 不動産会社向けサービスには「新生活ラクッとNAVI」、法人企業向けサービスには「転勤ラクッとNAVI」「ワンコイン転貸」「ヘヤワリ」が含まれており、引越会社向けサービスには「HAKOPLA(ハコプラ)」「引越しラクッとNAVI」が含まれております。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント
	移転者サポート事業
不動産会社向けサービス	1,394,553
法人企業向けサービス	1,330,813
引越会社向けサービス	175,520
顧客との契約から生じる収益	2,900,886
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,900,886

(注) 不動産会社向けサービスには「新生活ラクッとNAVI」、法人企業向けサービスには「社宅ラクッとNAVI」「ワンコイン転勤社宅」「ヘヤワリ」が含まれており、引越会社向けサービスには「HAKOPLA(ハコプラ)」「引越しラクッとNAVI」が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」「(3) 会計方針に関する事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

収益認識の予想期間が1年を超える取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、移転者サポート事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株式会社	738,956	移転者サポート事業

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、記載事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株式会社	641,612	移転者サポート事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり純資産額	355.84円	362.72円
1株当たり当期純利益	9.57円	19.85円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	8.74円	18.44円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	50,781	103,944
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	50,781	103,944
普通株式の期中平均株式数(株)	5,307,480	5,235,990
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	502,324	400,758
(うち新株予約権(株))	(502,324)	(400,758)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当連結会計年度 (2023年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,892,517	1,894,432
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	880	864
(うち新株予約権(千円))	(880)	(864)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,891,637	1,893,568
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	5,315,950	5,220,516

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産額の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(千円)	830,369	1,668,803	2,272,989	2,900,886
税金等調整前四半期 (当期)純利益	(千円)	85,748	260,368	237,121	139,554
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(千円)	52,237	159,580	146,518	103,944
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	9.87	30.38	27.95	19.85

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純 損失( )	(円)	9.87	20.58	2.50	8.16



## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	995,218	1,065,817
売掛金	1 397,243	1 441,020
前払費用	48,937	58,037
関係会社短期貸付金	300,000	300,000
未収入金	1 137,229	1 200,319
未収還付法人税等	22,153	760
その他	3,485	7,385
流動資産合計	1,904,268	2,073,339
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	43,493	47,073
減価償却累計額	31,806	35,062
建物附属設備(純額)	11,686	12,011
車両運搬具	7,176	7,176
減価償却累計額	5,755	6,228
車両運搬具(純額)	1,420	947
器具及び備品	7,120	12,982
減価償却累計額	3,459	6,553
器具及び備品(純額)	3,660	6,429
有形固定資産合計	16,767	19,387
無形固定資産		
ソフトウェア	85,577	95,554
ソフトウェア仮勘定	45,329	91,523
その他	550	500
無形固定資産合計	131,457	187,577
投資その他の資産		
投資有価証券	106,852	1,650
関係会社株式	100,000	100,000
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	-	20,119
敷金及び保証金	1 103,959	1 96,334
繰延税金資産	7,790	45,323
その他	35,455	489
投資その他の資産合計	354,058	263,918
固定資産合計	502,283	470,883
資産合計	2,406,551	2,544,223

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1 174,053	1 212,435
未払金	1 192,395	1 188,026
未払費用	94,710	109,267
未払法人税等	5,611	71,671
預り金	1 45,066	1 45,647
その他	12,165	38,230
流動負債合計	524,002	665,279
固定負債		
資産除去債務	6,758	6,786
その他	9,631	7,487
固定負債合計	16,390	14,274
負債合計	540,392	679,553
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	424,117	425,043
資本剰余金		
資本準備金	415,117	416,043
その他資本剰余金	14,000	14,000
資本剰余金合計	429,117	430,043
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,012,043	1,112,582
利益剰余金合計	1,012,043	1,112,582
自己株式	-	103,864
株主資本合計	1,865,279	1,863,805
新株予約権	880	864
純資産合計	1,866,159	1,864,669
負債純資産合計	2,406,551	2,544,223

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
売上高	1 2,578,846	1 2,916,879
売上原価	1 414,589	1 544,809
売上総利益	2,164,257	2,372,069
販売費及び一般管理費	1, 2 2,135,475	1, 2 2,252,228
営業利益	28,782	119,841
営業外収益		
受取利息	1 1,848	1 2,861
業務受託料	1 41,400	1 51,300
その他	103	458
営業外収益合計	43,352	54,619
営業外費用		
支払利息	-	207
営業外費用合計	-	207
経常利益	72,134	174,252
特別利益		
保険解約返戻金	-	67,298
特別利益合計	-	67,298
特別損失		
投資有価証券評価損	-	106,852
特別損失合計	-	106,852
税引前当期純利益	72,134	134,698
法人税、住民税及び事業税	23,060	71,691
法人税等調整額	2,676	37,532
法人税等合計	25,737	34,158
当期純利益	46,396	100,539

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
経費					
支払手数料		340,837	82.2	470,264	86.3
外注費		73,752	17.8	74,545	13.7
小計		414,589	100.0	544,809	100.0
売上原価		414,589		544,809	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	420,171	411,171	14,000	425,171	967,720	967,720	1,813,063	828	1,813,891
会計方針の変更による累積的影響額	-	-	-	-	2,073	2,073	2,073	-	2,073
会計方針の変更を反映した当期首残高	420,171	411,171	14,000	425,171	965,646	965,646	1,810,989	828	1,811,817
当期変動額									
新株の発行	3,946	3,946	-	3,946	-	-	7,892	-	7,892
当期純利益	-	-	-	-	46,396	46,396	46,396	-	46,396
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	52	52
当期変動額合計	3,946	3,946	-	3,946	46,396	46,396	54,289	52	54,341
当期末残高	424,117	415,117	14,000	429,117	1,012,043	1,012,043	1,865,279	880	1,866,159

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	424,117	415,117	14,000	429,117	1,012,043	1,012,043	-	1,865,279	880	1,866,159
当期変動額										
新株の発行	925	925	-	925	-	-	-	1,851	-	1,851
当期純利益	-	-	-	-	100,539	100,539	-	100,539	-	100,539
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	103,864	103,864	-	103,864
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	15	15
当期変動額合計	925	925	-	925	100,539	100,539	103,864	1,473	15	1,489
当期末残高	425,043	416,043	14,000	430,043	1,112,582	1,112,582	103,864	1,863,805	864	1,864,669

【注記事項】

(重要な会計方針)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

建物附属設備 2～15年

車両運搬具 6年

器具及び備品 3～8年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、不動産会社向けサービスである「新生活ラクッとNAVI」、法人企業向けサービスである「社宅ラクッとNAVI」「ワンコイン転勤社宅」「ヘヤワリ」と引越会社向けサービスである「HAKOPLA(ハコプラ)」「引越しラクッとNAVI」が含まれており、顧客との契約に基づいてサービス等を引き渡す履行義務を負っております。

不動産会社向けサービス「新生活ラクッとNAVI」

不動産事業者向けのサービスであり、不動産仲介店舗で新居を決めた顧客に対して、不動産事業者が当サービスの案内を行い承諾を得たうえで、当社へ顧客サポートの依頼を行います。当社は主に引越し相見積りサービスとライフライン(新電力、ガス小売事業者が販売するガス及びインターネット回線)設定のサポートを実施しており、サービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

また、不動産会社向けサービス「新生活ラクッとNAVI」で生じるインターネット回線事業者から受け取るインセンティブ等の収益については、返金権付販売について変動対価に関する定めに従い、返金されると見込まれるインセンティブ等の収益を除いた収益を認識する方法によっております。

イ. 算出方法

返金が見込まれるインセンティブ等については、インセンティブ等として受け取る対価の額で返金負債を認識しております。返金負債は、一定期間の売上高に返金実績を乗じて算出しております。

ロ. 主な仮定

返金負債の算定基礎である返金実績率は、過去の返金実績に鑑み、通常返金が生じると考えられる期間に基づき算定しております。

ハ. 翌事業年度の財務諸表に与える影響

返金負債の算定基礎である返金実績率は過去の返金実績に基づいているため、返品率の傾向に変化が生じた場合には、計上していた返金負債の額と実際の返金額に乖離が生じ、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

## 法人企業向けサービス「社宅ラクっとNAVI」

法人企業向けのクラウド転勤支援サービスであり、法人企業等の人事異動により転勤が発生することとなる転勤者（従業員）がサービス利用者となります。主に、お部屋探し及び引越し見積りサービスのサポート、ライフラインのサポートを実施し、サービスの支配が顧客に移転した時点で引越代金総額の内、当社グループが受け取る手数料のみを純額で収益として認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

## 引越会社向けサービス「HAKOPLA（ハコプラ）」

引越会社向けのサービスであり、主なサービスメニューは、引越し案件、空きトラック等のマッチングを行っており、約束したサービスを提供した時点で、収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

## （重要な会計上の見積り）

インターネット回線事業者からの成果報酬に係る概算計上額

当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
売上高	38,972	42,970

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

インターネット回線事業者からの収入は、不動産事業者等で新たな転居先を決定した顧客に対して、当社グループがインターネット回線の取り次ぎをサポートし、インターネット回線事業者にサービス提供されたものについて成果報酬により構成されております。

本成果報酬は、インターネット回線事業者から送付される支払通知書等によって売上代金を決定しておりますが、インターネット回線事業者より支払通知書入手するまでに1ヶ月程度の期間を要するため、決算期においては、インターネット回線の開通件数の速報値と成果報酬単価の過去実績に基づき概算計上を行っております。

インターネット回線の開通件数の速報値と実績値が大幅に乖離した場合、或いは成果報酬単価計算の前提条件に変更等がある場合には、翌事業年度の売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## （会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

## （貸借対照表関係）

## 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分したものを除く）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
短期金銭債権	92,844千円	49,640千円
長期金銭債権	6,071	7,779
短期金銭債務	83,947	88,094

## 2 当座貸越契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行（前事業年度も4行）と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
当座貸越極度額	850,000千円	850,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	850,000	850,000

## （損益計算書関係）

## 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	53,406千円	74,400千円
売上原価	96,659	140,682
販売費及び一般管理費	17,496	26,690
営業取引以外の取引による取引高	43,234	53,945

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70.2%、当事業年度76.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度29.8%、当事業年度23.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	当事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)
減価償却費	33,942千円	38,471千円
給料及び手当	717,925	729,035
業務委託費	255,427	343,449
販売促進費	248,009	242,065

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2022年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式100,000千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

当事業年度(2023年12月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式100,000千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2023年12月31日)

当事業年度において、有価証券について106,852千円(その他有価証券の株式106,852千円)減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、市場価格のない株式等については、期末における実質価額が取得原価に比べ50%以上低下した場合には、実質価額の回復可能性を十分な根拠により裏付けられる場合等を除き、原則として必要と認められた額について減損処理を行っております。



( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2022年12月31日 )	当事業年度 ( 2023年12月31日 )
繰延税金資産		
未払事業税	1,562千円	6,459千円
一括償却資産損金算入限度超過額	2,388	2,250
投資有価証券	1,500	34,861
資産除去債務	2,069	2,078
その他	2,088	1,354
繰延税金資産合計	9,609	47,003
繰延税金負債		
資産除去債務に対する除去費用	1,818	1,680
繰延税金負債合計	1,818	1,680
繰延税金資産(負債)の純額	7,790	45,323

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2022年12月31日 )	当事業年度 ( 2023年12月31日 )
法定実効税率	30.6%	30.6%
( 調整 )		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7	2.3
住民税均等割等	1.4	0.8
税額控除	-	7.8
その他	0.0	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.7	25.4

( 収益認識関係 )

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物附属設備	43,493	3,580	-	47,073	35,062	3,255	12,011
車両運搬具	7,176	-	-	7,176	6,228	472	947
器具及び備品	7,120	5,862	-	12,982	6,553	3,093	6,429
有形固定資産計	57,790	9,442	-	67,232	47,844	6,822	19,387
無形固定資産							
ソフトウェア	129,228	41,575	-	170,803	75,249	31,599	95,554
ソフトウェア仮勘定	45,329	100,359	54,164	91,523	-	-	91,523
その他	1,000	-	-	1,000	500	50	500
無形固定資産計	175,557	141,934	54,164	263,327	75,749	31,649	187,577

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	開発転貸管理システム	39,802千円
ソフトウェア仮勘定	建物賃貸借契約書A I開発	53,898千円
ソフトウェア仮勘定	転貸管理システム外注費	38,814千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	本勘定への振替高等	41,575千円
-----------	-----------	----------

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日 上記のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨、定款に定めております。
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 (公告掲載URL: <a href="https://www.livero.co.jp/">https://www.livero.co.jp/</a> )
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第14期）（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）2023年3月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年3月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日）2023年5月15日関東財務局長に提出

（第15期第2四半期）（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月10日関東財務局長に提出

（第15期第3四半期）（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2023年3月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

2023年3月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2024年2月6日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自2023年2月21日 至2023年2月28日）2023年3月6日関東財務局長に提出

報告期間（自2023年3月1日 至2023年3月31日）2023年4月5日関東財務局長に提出

報告期間（自2023年4月1日 至2023年4月30日）2023年5月9日関東財務局長に提出

報告期間（自2023年5月1日 至2023年5月31日）2023年6月5日関東財務局長に提出

報告期間（自2023年6月1日 至2023年6月30日）2023年7月4日関東財務局長に提出

報告期間（自2023年7月1日 至2023年7月31日）2023年8月4日関東財務局長に提出

報告期間（自2023年8月1日 至2023年8月31日）2023年9月6日関東財務局長に提出

報告期間（自2023年9月1日 至2023年9月30日）2023年10月4日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月21日

株式会社リベロ  
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 宇田川和彦

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 佐藤豊毅

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リベロの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リベロ及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

インターネット回線事業者に対する概算計上売上高の見積りの妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記事項「重要な会計上の見積り」に記載されているとおり、株式会社リベロ（以下、会社）が開示している売上高にはインターネット回線事業者からの成果報酬に係る概算計上額が含まれている。</p> <p>インターネット回線事業者からの成果報酬に係る売上高は、会社が提供する新生活ラクッとNAVIを中心としたサービスを利用して新居を決定した顧客に対し、会社がインターネット回線等の取次ぎをサポートした結果である。</p> <p>この成果報酬は、インターネット回線事業者から送付される支払通知書等に基づいて確定されるが、会社が支払通知書等を入手するまでに1ヶ月程度の期間を要する。そのため、決算においては、期末月（12月）について、インターネット開通件数の速報値と成果報酬単価の過去実績に基づいた概算により売上高の計上を行っており、慎重に検討する必要がある。</p> <p>当監査法人は、インターネット回線事業者からの成果報酬による売上高の金額に重要性があり、また、当該売上高は速報値と過去実績に基づいた概算計上が含まれるため、当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人は、主として以下の手続を実施した。</p> <p>1. 内部統制の評価 売上高の概算計上額の正確性を担保する内部統制である、インターネット回線事業者から送付されるインターネット開通件数との照合、及び過去実績に基づく成果報酬単価の計算過程について、内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>2. インターネット回線事業者からの収入の妥当性評価 期末月以外の売上高の検討においては、インターネット回線事業者から送付された支払通知書、及び入金額との突合を実施した。期末月における概算計上額の検討においては、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期中の概算計上額と支払通知書との乖離状況を検討した。</li> <li>・概算計上額の算定方法の合理性と見積りの精度を評価した。</li> <li>・概算計上に利用されたインターネット回線開通件数について、インターネット回線事業者から送付されたインターネット開通件数の速報値との突合を実施した。</li> <li>・成果報酬単価について、過去実績に基づく単価計算過程を検討した。</li> <li>・決算締め後において、確定金額となる支払通知書を確認し、概算計上額との乖離状況を検討した。</li> </ul>

#### その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2023年3月24日付けで無限定適正意見を表明している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月21日

株式会社リベロ  
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宇田川和彦

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤豊毅

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リベロの2023年1月1日から2023年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リベロの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### インターネット回線事業者に対する概算計上売上高の見積りの妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（インターネット回線事業者に対する概算計上売上高の見積りの妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

### その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年3月24日付けで無限定適正意見を表明している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。